介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 サ ー ビ ス

：令和6年4月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
１　訪問介護費
２　訪問入浴介護費
３　訪問看護費
４　訪問リハビリテーション費
５　居宅療養管理指導費
６　通所介護費
７　通所リハビリテーション費
８　短期入所生活介護費
９　短期入所療養介護費
イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費
ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
ハ　診療所における短期入所療養介護費
ニ　（削除）
ホ　介護医療院における短期入所療養介護費
１０　特定施設入居者生活介護費
１１　福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
１　介護福祉施設サービス
２　介護保健施設サービス
３　（削除）
４　介護医療院サービス

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 共生型訪問介護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費 イ　身体介護 （1）20分未満 （163単位） （2）20分以上30分未満 （244単位） （3）30分以上1時間未満 （387単位） （4）1時間以上 （567単位に30分を増すごとに ＋82単位） ロ　生活援助 （1）20分以上45分未満 （179単位） （2）45分以上 （220単位） ハ　通院等乗降介助 （1回につき　97単位）	－1／100	－1／100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに＋35単位（195単位を限度）	×200／100	夜間又は早朝の場合＋25／100 深夜の場合＋50／100	特定事業所加算（Ⅰ）＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ）＋3／100 特定事業所加算（Ⅴ）＋3／100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合×70／100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93／100 指定重度訪問介護事業所が行う場合×93／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合×85／100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が10分の9以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）×88／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1回につき＋100単位

ニ　初回加算	（1月につき　＋200単位）
ホ　生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき　＋100単位） （2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき　＋200単位）
ヘ　口腔連携強化加算	（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））
ト　認知症専門ケア加算	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき　＋3単位） （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき　＋4単位）
チ　介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×137／1000） （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×100／1000） （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき　＋所定単位×55／1000） 注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
リ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×63／1000） （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×42／1000） 注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
ヌ　介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき　＋所定単位×24／1000） 注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 （1回につき 1,266単位）	－1／100	－1／100	×95／100	×90／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ 初回加算	（1月につき ＋200単位）
ハ 認知症専門ケア加算	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき ＋3単位） （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき ＋4単位）
ニ 看取り連携体制加算	（死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき ＋64単位）
ホ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき ＋44単位） （2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき ＋36単位） （3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1回につき ＋12単位）
ヘ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×58／1000） （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×42／1000） （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×23／1000） 注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
ト 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×21／1000） （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×15／1000） 注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×11／1000） 注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

［脚注］

1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位 ⇒ 所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位 ⇒ 所定単位数 － ○○単位
×○○／100 ⇒ 所定単位数 × ○○／100
＋○○／100 ⇒ 所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100
－○○／100 ⇒ 所定単位数 － 所定単位数×○○／100

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 複数名訪問加算（Ⅰ）	注 複数名訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（※）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算（1日につき）
イ 指定訪問看護ステーションの場合	（1）20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （313単位）	×90／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ＋2，000単位	
	（2）30分未満 （470単位）														
	（3）30分以上1時間未満 （821単位）														
	（4）1時間以上1時間30分未満 （1，125単位）														
	（5）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （293単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90／100														
ロ 病院又は診療所の場合	（1）20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （265単位）	×90／100				＋300単位						1月につき ＋315単位			
	（2）30分未満 （398単位）														
	（3）30分以上1時間未満 （573単位）														
	（4）1時間以上1時間30分未満 （842単位）														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 （1月につき 2，954単位）		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98／100					＋800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 ＋574単位 病院又は診療所の場合 ＋315単位			－97単位

ニ 初回加算	（1月につき ＋300単位）
ホ 退院時共同指導加算	（1回につき ＋600単位）
へ 看護・介護職員連携強化加算	（1月につき ＋250単位）
ト 看護体制強化加算 （イ及びロを算定する場合のみ算定）	（1）看護体制強化加算（Ⅰ） （1月につき ＋550単位） （2）看護体制強化加算（Ⅱ） （1月につき ＋200単位）

チ サービス提供体制強化加算	（1）イ及びロを算定する場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき ＋6単位） （二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき ＋3単位）
	（2）ハを算定する場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき ＋50単位） （二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき ＋25単位）

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

			注	注	注	注	注	注		注
基本部分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15/100	＋10/100	＋5／100	1日につき ＋200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき ＋180単位 リハビリテーションマネジメント加算(A) ロ 1月につき ＋213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき ＋450単位 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき ＋483単位	1回につき －50単位

ロ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき ＋6単位)
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき ＋3単位)

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

				注	注	注
基本部分				特別地域居宅療養管理指導加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(514単位)	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合	(445単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合	(259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合		(516単位)			
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		(486単位)			
	(3) (1)及び(2)以外の場合		(440単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(565単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合	(379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合	(341単位)			
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度)	(45単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(544単位)	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合	(443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	(524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合	(423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合		(361単位)			
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		(325単位)			
	(3) (1)及び(2)以外の場合		(294単位)			

注
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合

＋100単位

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (370 単位)																															
		要介護2 (423 単位)																															
		要介護3 (479 単位)																															
		要介護4 (533 単位)																															
		要介護5 (588 単位)																															
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (388 単位)					×70/100																										
		要介護2 (444 単位)																															
		要介護3 (502 単位)																															
		要介護4 (560 単位)																															
		要介護5 (617 単位)																															
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (570 単位)																															
		要介護2 (673 単位)																															
		要介護3 (777 単位)																															
		要介護4 (880 単位)																															
		要介護5 (984 単位)																															
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (584 単位)																															
		要介護2 (689 単位)																															
		要介護3 (796 単位)																															
		要介護4 (901 単位)																															
		要介護5 (1,008 単位)																															
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (658 単位)																															
		要介護2 (777 単位)																															
		要介護3 (900 単位)																															
		要介護4 (1,023 単位)																															
		要介護5 (1,148 単位)																															
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (669 単位)							9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																									
		要介護2 (791 単位)																															
		要介護3 (915 単位)																															
		要介護4 (1,041 単位)																															
		要介護5 (1,168 単位)																															
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (358 単位)	×70/100	×70/100	−1/100	−1/100	×70/100	+3/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1月につき +56単位	1月につき +76単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位 (月2回を限度)	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +160単位 (月2回を限度)	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 (409 単位)																															
		要介護3 (462 単位)																															
		要介護4 (513 単位)																															
		要介護5 (568 単位)																															
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (376 単位)																															
		要介護2 (430 単位)																															
		要介護3 (486 単位)																															
		要介護4 (541 単位)																															
		要介護5 (597 単位)																															
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (544 単位)																															
		要介護2 (642 単位)																															
		要介護3 (743 単位)																															
		要介護4 (840 単位)																															
		要介護5 (940 単位)																															
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (564 単位)																															
		要介護2 (667 単位)																															
		要介護3 (770 単位)																															
		要介護4 (871 単位)																															
		要介護5 (974 単位)																															
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (629 単位)																															
		要介護2 (744 単位)																															
		要介護3 (861 単位)																															
		要介護4 (980 単位)																															
		要介護5 (1,097 単位)																															
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (647 単位)							9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																									
		要介護2 (765 単位)																															
		要介護3 (885 単位)																															
		要介護4 (1,007 単位)																															
		要介護5 (1,127 単位)																															
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (345 単位)					×70/100		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																									
		要介護2 (395 単位)																															
		要介護3 (446 単位)																															
		要介護4 (495 単位)																															
		要介護5 (549 単位)																															
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (362 単位)																															
		要介護2 (414 単位)																															
		要介護3 (468 単位)																															
		要介護4 (521 単位)																															
		要介護5 (575 単位)																															
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (525 単位)																															
		要介護2 (620 単位)																															
		要介護3 (715 単位)																															
		要介護4 (812 単位)																															
		要介護5 (907 単位)																															
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (543 単位)																															
		要介護2 (641 単位)																															
		要介護3 (740 単位)																															
		要介護4 (839 単位)																															
		要介護5 (939 単位)																															
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (607 単位)																															
		要介護2 (716 単位)																															
		要介護3 (830 単位)																															
		要介護4 (946 単位)																															
		要介護5 (1,059 単位)																															
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (623 単位)							9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																									
		要介護2 (737 単位)																															
		要介護3 (852 単位)																															
		要介護4 (970 単位)																															
		要介護5 (1,086 単位)																															

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×12/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度基準額の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

7 通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	注 リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (366単位)				1日につき+30単位																								
			要介護2 (395単位)																												
			要介護3 (426単位)																												
			要介護4 (455単位)																												
			要介護5 (487単位)																												
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (380単位)																												
			要介護2 (436単位)																												
			要介護3 (494単位)																												
			要介護4 (551単位)																												
			要介護5 (608単位)																												
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (483単位)						3時間以上4時間未満の場合 +12単位																						
			要介護2 (561単位)																												
			要介護3 (638単位)																												
			要介護4 (738単位)																												
			要介護5 (836単位)																												
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (549単位)						4時間以上5時間未満の場合 +16単位																						
			要介護2 (637単位)																												
			要介護3 (725単位)																												
			要介護4 (838単位)																												
			要介護5 (950単位)																												
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (618単位)						5時間以上6時間未満の場合 +20単位																						
			要介護2 (733単位)																												
			要介護3 (846単位)																												
			要介護4 (980単位)																												
			要介護5 (1,112単位)																												
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (710単位)						6時間以上7時間未満の場合 +24単位																						
			要介護2 (844単位)																												
			要介護3 (974単位)																												
			要介護4 (1,129単位)																												
			要介護5 (1,281単位)																												
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (757単位)					8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位																						
			要介護2 (897単位)																												
			要介護3 (1,039単位)																												
			要介護4 (1,206単位)																												
			要介護5 (1,369単位)																												
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (366単位)	×70/100	×70/100	+3/100	1日につき+30単位			+5／100	1日につき+40単位	1日につき+60単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき+560単位 同意日の属する月から6月超 1月につき+240単位 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき+593単位 同意日の属する月から6月超 1月につき+273単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき+830単位 同意日の属する月から6月超 1月につき+510単位 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき+863単位 同意日の属する月から6月超 1月につき+543単位	1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1,920単位	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき+1,250単位	1日につき+60単位	1月につき+50単位	1回につき+200単位(月2回を限度)	1回につき+20単位(6月に1回を限度)	1回につき+5単位(6月に1回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+160単位(月2回を限度)	1日につき+100単位	1日につき+20単位	1月につき+40単位	1日につき−94単位	片道につき−47単位
			要介護2 (395単位)																												
			要介護3 (426単位)																												
			要介護4 (455単位)																												
			要介護5 (487単位)																												
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (380単位)																												
			要介護2 (436単位)																												
			要介護3 (494単位)																												
			要介護4 (551単位)																												
			要介護5 (608単位)																												
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (483単位)						3時間以上4時間未満の場合 +12単位																						
			要介護2 (561単位)																												
			要介護3 (638単位)																												
			要介護4 (738単位)																												
			要介護5 (836単位)																												
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (549単位)						4時間以上5時間未満の場合 +16単位																						
			要介護2 (637単位)																												
			要介護3 (725単位)																												
			要介護4 (838単位)																												
			要介護5 (950単位)																												
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (618単位)						5時間以上6時間未満の場合 +20単位																						
			要介護2 (733単位)																												
			要介護3 (846単位)																												
			要介護4 (980単位)																												
			要介護5 (1,112単位)																												
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (710単位)						6時間以上7時間未満の場合 +24単位																						
			要介護2 (844単位)																												
			要介護3 (974単位)																												
			要介護4 (1,129単位)																												
			要介護5 (1,281単位)																												
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (757単位)					8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位																						
			要介護2 (897単位)																												
			要介護3 (1,039単位)																												
			要介護4 (1,206単位)																												
			要介護5 (1,369単位)																												

| 基本部分 | | |

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合（又は）	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（A）	注 リハビリテーションマネジメント加算（B）	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 353 単位）				1日につき＋30単位																						
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 368 単位）																				1日につき＋100単位						
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 520 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 353 単位）	×70/100	×70/100	＋3/100	1日につき＋30単位			＋5／100	1日につき＋40単位	1日につき＋60単位	リハビリテーションマネジメント加算（A）イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋560単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋593単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋273単位	リハビリテーションマネジメント加算（B）イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋830単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋510単位 リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋863単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋543単位	1日につき＋110単位	1日につき＋240単位（週2日を限度）	1月につき＋1,920単位	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき ＋1,250単位	1日につき＋60単位	1月につき＋50単位	1回につき＋200単位（月2回を限度）	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋160単位（月2回を限度）		1日につき＋20単位	1月につき＋40単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 368 単位）																				1日につき＋100単位						
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 520 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										
	介護医療院の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1 （ 353 単位）				1日につき＋30単位																						
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1 （ 368 単位）																				1日につき＋100単位						
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		（4）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 520 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		（5）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		（6）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		（7）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										

ニ 移行支援加算	（1日につき 12単位を加算）	
ホ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき 22単位を加算） （2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 18単位を加算） （3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1回につき 6単位を加算）	
ヘ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×47／1000） （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×34／1000） （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
ト 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×20／1000） （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×17／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×10／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

8 短期入所生活介護費

基本部分					注 単独型・従来型短期入所生活介護費	注 単独型を行う施設の動線等の基準を満たさない場合	注 利用定員及び入所者の総合計数が入所定員を超える場合	又は	注 夜間のユニットリーダーを2ユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	（1）単独型短期入所生活介護費	（一）単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	545	単位	565単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	－1／100	－1／100	－1／100	施設短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	1日につき＋13単位	夜間支援体制加算（Ⅰ）	夜間支援体制加算（Ⅱ）	1月につき＋200単位（当たり、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位）	専従の機能訓練指導員を配置していない場合	個別機能訓練加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	看護体制加算（Ⅲ）	看護体制加算（Ⅳ）	医療連携強化加算	重度者受け入れ加算	実動員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	実動員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	認知症行動・心理症状緊急対応加算	看等性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	緊急短期入所受入加算	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない
			要介護2	715	単位	735単位																					
			要介護3	787	単位	737単位																					
			要介護4	856	単位	876単位																					
			要介護5	926	単位	946単位																					
		（二）単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）＜多床型＞	要介護1	645	単位	665単位																					
			要介護2	715	単位	735単位																					
			要介護3	787	単位	737単位																					
			要介護4	856	単位	876単位																					
			要介護5	926	単位	946単位																					
	（2）併設型短期入所生活介護費	（一）併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	603	単位	673単位								指定短期入所事業所が行う場合×92／100	1日につき＋13単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）																	
			要介護2	672	単位	742単位																					
			要介護3	745	単位	715単位																					
			要介護4	815	単位	785単位																					
			要介護5	884	単位	854単位																					
		（二）併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）＜多床型＞	要介護1	603	単位	673単位																					
			要介護2	672	単位	742単位																					
			要介護3	745	単位	715単位																					
			要介護4	815	単位	785単位																					
			要介護5	884	単位	854単位																					
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	（1）単独型ユニット型短期入所生活介護費	（一）単独型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞	要介護1	746	単位	675単位				×97／100																	
			要介護2	815	単位	745単位																					
			要介護3	881	単位	815単位																					
			要介護4	959	単位	886単位																					
			要介護5	1,025	単位	955単位																					
		（二）経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	746	単位	675単位																					
			要介護2	815	単位	745単位																					
			要介護3	881	単位	815単位																					
			要介護4	959	単位	886単位																					
			要介護5	1,025	単位	955単位																					
	（2）併設型ユニット型短期入所生活介護費	（一）併設型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞	要介護1	704	単位	675単位																					
			要介護2	772	単位	745単位																					
			要介護3	847	単位	815単位																					
			要介護4	918	単位	886単位																					
			要介護5	987	単位	955単位																					
		（二）経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	704	単位	675単位																					
			要介護2	772	単位	745単位																					
			要介護3	847	単位	815単位																					
			要介護4	918	単位	886単位																					
			要介護5	987	単位	955単位																					

ハ 口腔連携強化加算	（1回につき 50単位を加算（1月に1回を限度））	
ニ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））	
ホ 在宅中重度者受入加算	（1）看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合	（1日につき 421単位を加算）
	（2）看護体制加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定している場合	（1日につき 417単位を加算）
	（3）（1）（2）いずれの看護体制加算も算定している場合	（1日につき 413単位を加算）
	（4）看護体制加算を算定していない場合	（1日につき 425単位を加算）
ヘ 認知症専門ケア加算	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
ト 生産性向上推進体制加算	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）
チ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
リ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×83／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×60／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×33／1000）
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×27／1000）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×23／1000）
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×16／1000）

※所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

※所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 看護体制加算及び看護体制減算については、令和7年3月31日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害への対応力を高め、介護サービスの継続的な提供を可能とする観点から、令和7年3月31日までの期間、猶予する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年6月1日までに算定可能。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が本型備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 業務継続計画未策定減算	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	注 利用者に対して応じた行う場合
（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	（一）介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【基本型）	要介護1（ 793 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	－1／100	－1／100	－1／100	1日につき＋24単位	1日につき＋240単位	1日につき＋76単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき＋120単位	1日につき＋120単位（要介護4・5に限る）	1日につき＋51単位	1日につき＋51単位	片道につき＋184単位
			要介護2（ 851 単位）																	
			要介護3（ 884 単位）																	
			要介護4（ 918 単位）																	
			要介護5（ 971 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型）	要介護1（ 819 単位）																	
			要介護2（ 883 単位）																	
			要介護3（ 916 単位）																	
			要介護4（ 1017 単位）																	
			要介護5（ 1074 単位）																	
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜多床室＞【基本型）	要介護1（ 830 単位）																	
			要介護2（ 890 単位）																	
			要介護3（ 946 単位）																	
			要介護4（ 997 単位）																	
			要介護5（ 1052 単位）																	
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型）	要介護1（ 892 単位）																	
			要介護2（ 979 単位）																	
			要介護3（ 1044 単位）																	
			要介護4（ 1100 単位）																	
			要介護5（ 1161 単位）																	
	（二）介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型）	要介護1（ 789 単位）																	
			要介護2（ 874 単位）																	
			要介護3（ 992 単位）																	
			要介護4（ 1071 単位）																	
			要介護5（ 1140 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞【療養型）	要介護1（ 819 単位）																	
			要介護2（ 958 単位）																	
			要介護3（ 1074 単位）																	
			要介護4（ 1154 単位）																	
			要介護5（ 1231 単位）																	
	（三）介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型）	要介護1（ 796 単位）																	
			要介護2（ 886 単位）																	
			要介護3（ 993 単位）																	
			要介護4（ 1043 単位）																	
			要介護5（ 1121 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞【療養型）	要介護1（ 830 単位）																	
			要介護2（ 949 単位）																	
			要介護3（ 1049 単位）																	
			要介護4（ 1134 単位）																	
			要介護5（ 1203 単位）																	
	（四）介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）＜特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1（ 738 単位）																	
			要介護2（ 794 単位）																	
			要介護3（ 848 単位）																	
			要介護4（ 901 単位）																	
			要介護5（ 953 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1（ 813 単位）																	
			要介護2（ 869 単位）																	
			要介護3（ 926 単位）																	
			要介護4（ 977 単位）																	
			要介護5（ 1031 単位）																	
（2）ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	（一）ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【基本型）	要介護1（ 836 単位）				×97／100													
			要介護2（ 891 単位）																	
			要介護3（ 947 単位）																	
			要介護4（ 1002 単位）																	
			要介護5（ 1058 単位）																	
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型）	要介護1（ 906 単位）																	
			要介護2（ 963 単位）																	
			要介護3（ 1019 単位）																	
			要介護4（ 1106 単位）																	
			要介護5（ 1165 単位）																	
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室的多床室＞【基本型）	要介護1（ 836 単位）																	
			要介護2（ 883 単位）																	
			要介護3（ 918 単位）																	
			要介護4（ 1002 単位）																	
			要介護5（ 1058 単位）																	
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞【在宅強化型）	要介護1（ 906 単位）																	
			要介護2（ 963 単位）																	
			要介護3（ 1019 単位）																	
			要介護4（ 1106 単位）																	
			要介護5（ 1165 単位）																	
	（二）ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞【療養型）	要介護1（ 958 単位）																	
			要介護2（ 1043 単位）																	
			要介護3（ 1162 単位）																	
			要介護4（ 1242 単位）																	
			要介護5（ 1319 単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞【療養型）	要介護1（ 958 単位）																	
			要介護2（ 1043 単位）																	
			要介護3（ 1162 単位）																	
			要介護4（ 1242 単位）																	
			要介護5（ 1319 単位）																	
	（三）ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞【療養型）	要介護1（ 958 単位）																	
			要介護2（ 1043 単位）																	
			要介護3（ 1135 単位）																	
			要介護4（ 1213 単位）																	
			要介護5（ 1291 単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞【療養型）	要介護1（ 958 単位）																	
			要介護2（ 1043 単位）																	
			要介護3（ 1135 単位）																	
			要介護4（ 1213 単位）																	
			要介護5（ 1291 単位）																	
	（四）ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）＜ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要介護1（ 818 単位）																	
			要介護2（ 869 単位）																	
			要介護3（ 920 単位）																	
			要介護4（ 972 単位）																	
			要介護5（ 1025 単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（ 818 単位）																	
			要介護2（ 869 単位）																	
			要介護3（ 920 単位）																	
			要介護4（ 972 単位）																	
			要介護5（ 1025 単位）																	
（3）特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	（一）3時間以上4時間未満		（ 664 単位）																	
	（二）4時間以上6時間未満		（ 927 単位）																	
	（三）6時間以上8時間未満		（ 1298 単位）																	

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算
- （一）療養体制維持特別加算（Ⅰ）（1日につき 27単位を加算）
- （二）療養体制維持特別加算（Ⅱ）（1日につき 57単位を加算）

（4）総合医学管理加算（利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算）

（5）口腔連携強化加算（1回につき 50単位を加算（1月に1回を限度））

（6）療養食加算（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

（7）認知症専門ケア加算
- （一）認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）
- （二）認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）

（8）緊急時施設療養費
- （一）緊急時治療管理
  - 療養型老健以外の場合（5月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）
  - 療養型老健の場合（1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）
- （二）特定治療

（9）生産性向上推進体制加算
- （一）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき 100単位を加算）
- （二）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月につき 10単位を加算）

（10）サービス提供体制強化加算
- （一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 22単位を加算）
- （二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 18単位を加算）
- （三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）

（11）介護職員処遇改善加算
- （一）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×39／1000）
- （二）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×29／1000）
- （三）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×16／1000）

注 所定単位は、（1）から（10）までにより算定した単位数の合計

（12）介護職員等特定処遇改善加算
- （一）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×21／1000）
- （二）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×17／1000）

注 所定単位は、（1）から（10）までにより算定した単位数の合計

（13）介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき ＋所定単位×8／1000）

注 所定単位は、（1）から（10）までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用し

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数の$\frac{7}{10}$に満たない場合	注 看護・介護職員の員数が基準に定められた員数の$\frac{7}{10}$に満たない場合	注 医師の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた員数の$\frac{8}{10}$に満たない場合	注 医師の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた員数の$\frac{6}{10}$に満たない場合	注 夜勤のユニットリーダーを2ユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 感染対策関係未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<61>介護<41>	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	723 単位																	
			要介護2	830 単位																	
			要介護3	1,064 単位																	
			要介護4	1,193 単位																	
			要介護5	1,253 単位																	
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1	763 単位																	
			要介護2	868 単位																	
			要介護3	1,102 単位																	
			要介護4	1,213 単位																	
			要介護5	1,308 単位																	
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1	742 単位																	
			要介護2	858 単位																	
			要介護3	1,086 単位																	
			要介護4	1,195 単位																	
			要介護5	1,288 単位																	
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>	要介護1	831 単位																	
			要介護2	941 単位																	
			要介護3	1,172 単位																	
			要介護4	1,273 単位																	
			要介護5	1,362 単位																	
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅴ)<療養機能強化型A><多床室>	要介護1	887 単位																	
			要介護2	992 単位																	
			要介護3	1,224 単位																	
			要介護4	1,329 単位																	
			要介護5	1,421 単位																	
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅵ)<療養機能強化型B><多床室>	要介護1	865 単位																	
			要介護2	968 単位																	
			要介護3	1,200 単位																	
			要介護4	1,307 単位																	
			要介護5	1,398 単位																	
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<61>介護<51>	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	668 単位																	
			要介護2	773 単位																	
			要介護3	943 単位																	
			要介護4	1,085 単位																	
			要介護5	1,127 単位																	
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<療養機能強化型>＜従来型個室>	要介護1	681 単位																	
			要介護2	787 単位																	
			要介護3	965 単位																	
			要介護4	1,111 単位																	
			要介護5	1,154 単位																	
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>	要介護1	775 単位																	
			要介護2	888 単位																	
			要介護3	1,085 単位																	
			要介護4	1,195 単位																	
			要介護5	1,237 単位																	
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)<療養機能強化型>＜多床室>	要介護1	795 単位																	
			要介護2	905 単位																	
			要介護3	1,086 単位																	
			要介護4	1,223 単位																	
			要介護5	1,266 単位																	
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<61>介護<61>	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	642 単位		×70／100	×90／100		×90／100												
			要介護2	758 単位																	
			要介護3	924 単位																	
			要介護4	1,055 単位																	
			要介護5	1,100 単位																	
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	754 単位																	
			要介護2	864 単位																	
			要介護3	1,014 単位																	
			要介護4	1,170 単位																	
			要介護5	1,211 単位																	
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<61>介護<41>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	722 単位	1日につき −25単位	×70／100			1日につき −12単位		−1／100	−1／100	−1／100	病院療養病床療養環境減算 1日につき −25単位	1日につき −12単位	1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	1日につき +200単位（7日間を限度）	1日につき +90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2	841 単位																	
			要介護3	992 単位																	
			要介護4	1,091 単位																	
			要介護5	1,172 単位																	
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	843 単位																	
			要介護2	952 単位																	
			要介護3	1,101 単位																	
			要介護4	1,193 単位																	
			要介護5	1,263 単位																	
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<81>介護<41>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	722 単位		×70／100	×90／100		×90／100												
			要介護2	841 単位																	
			要介護3	992 単位																	
			要介護4	1,091 単位																	
			要介護5	1,150 単位																	
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	843 単位																	
			要介護2	952 単位																	
			要介護3	1,092 単位																	
			要介護4	1,140 単位																	
			要介護5	1,242 単位																	
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要介護1	856 単位							×97／100										
			要介護2	962 単位																	
			要介護3	1,192 単位																	
			要介護4	1,296 単位																	
			要介護5	1,368 単位																	
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1	885 単位																	
			要介護2	995 単位																	
			要介護3	1,245 単位																	
			要介護4	1,347 単位																	
			要介護5	1,418 単位																	
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1	874 単位																	
			要介護2	985 単位																	
			要介護3	1,226 単位																	
			要介護4	1,329 単位																	
			要介護5	1,418 単位																	
	(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室的多床室>		要介護1	856 単位		×70／100	×90／100		×90／100												
			要介護2	962 単位																	
			要介護3	1,192 単位																	
			要介護4	1,296 単位																	
			要介護5	1,368 単位																	
	(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1	885 単位																	
			要介護2	995 単位																	
			要介護3	1,245 単位																	
			要介護4	1,347 単位																	
			要介護5	1,418 単位																	
	(六) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1	874 単位																	
			要介護2	985 単位																	
			要介護3	1,226 単位																	
			要介護4	1,329 単位																	
			要介護5	1,418 単位																	
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要介護1	856 単位																	
			要介護2	962 単位																	
			要介護3	1,192 単位																	
			要介護4	1,196 単位																	
			要介護5	1,264 単位																	
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>		要介護1	856 単位																	
			要介護2	962 単位																	
			要介護3	1,192 単位																	
			要介護4	1,196 単位																	
			要介護5	1,264 単位																	
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		684 単位															1日につき +60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満		848 単位																	
		(三) 6時間以上8時間未満		1,318 単位																	

(6) 口腔連携強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))	
(7) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(8) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(9) 特定診療費		
(10) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26／1000)	注 所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10／1000)	
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15／1000)	注 所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11／1000)	
(14) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5／1000)	注 所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から実施する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

ハ　診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 感染症の予防及び蔓延防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (705 単位)	×70/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	診療所設備基準減算 1日につき −60単位	1日につき −25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (756 単位)											
			要介護3 (806 単位)											
			要介護4 (857 単位)											
			要介護5 (908 単位)											
		b 診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位)											
			要介護2 (786 単位)											
			要介護3 (839 単位)											
			要介護4 (893 単位)											
			要介護5 (946 単位)											
		c 診療所短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位)											
			要介護2 (776 単位)											
			要介護3 (827 単位)											
			要介護4 (879 単位)											
			要介護5 (932 単位)											
		d 診療所短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (813 単位)											
			要介護2 (864 単位)											
			要介護3 (916 単位)											
			要介護4 (965 単位)											
			要介護5 (1,016 単位)											
		e 診療所短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位)											
			要介護2 (901 単位)											
			要介護3 (954 単位)											
			要介護4 (1,006 単位)											
			要介護5 (1,059 単位)											
		f 診療所短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (835 単位)											
			要介護2 (888 単位)											
			要介護3 (941 単位)											
			要介護4 (992 単位)											
			要介護5 (1,045 単位)											
	(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (624 単位)											
			要介護2 (670 単位)											
			要介護3 (715 単位)											
			要介護4 (762 単位)											
			要介護5 (807 単位)											
		b 診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (734 単位)											
			要介護2 (779 単位)											
			要介護3 (825 単位)											
			要介護4 (871 単位)											
			要介護5 (917 単位)											
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1 (835 単位)											
			要介護2 (887 単位)											
			要介護3 (937 単位)											
			要介護4 (988 単位)											
			要介護5 (1,039 単位)											
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 (864 単位)											
			要介護2 (918 単位)											
			要介護3 (970 単位)											
			要介護4 (1,022 単位)											
			要介護5 (1,076 単位)											
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 (854 単位)											
			要介護2 (907 単位)											
			要介護3 (959 単位)											
			要介護4 (1,010 単位)											
			要介護5 (1,062 単位)											
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室的多床室>		要介護1 (835 単位)											
			要介護2 (887 単位)											
			要介護3 (937 単位)											
			要介護4 (988 単位)											
			要介護5 (1,039 単位)											
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要介護1 (864 単位)											
			要介護2 (918 単位)											
			要介護3 (970 単位)											
			要介護4 (1,022 単位)											
			要介護5 (1,076 単位)											
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要介護1 (854 単位)											
			要介護2 (907 単位)											
			要介護3 (959 単位)											
			要介護4 (1,010 単位)											
			要介護5 (1,062 単位)											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	(684 単位)										+60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満	(948 単位)											
		(三) 6時間以上8時間未満	(1,316 単位)											

(4) 口腔連携強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))	
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(7) 特定診療費		
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)	
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の割合が入所者の割合を超える場合	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合	注 看護師が基準にせめんたに等職員の員数に2/10以上に1/10以上に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーを1ユニット毎に配置していない場合ユニットケアにおける技術が未発揮である場合	注 夜間勤務等看護Ⅰ 夜間勤務等看護Ⅱ	注 夜間勤務等看護Ⅰ 夜間勤務等看護Ⅱ	注 夜間勤務等看護Ⅰ 夜間勤務等看護Ⅱ	注 看護職員の配置に関する基準を満たす場合	注 看護職員の配置に関する基準を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対し、個別に機能訓練を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 772 単位）	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	−1／100	−1／100	−1／100	1日につき −25単位	1日につき −25単位	1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ)：+23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ)：+14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ)：+14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ)：+7単位	1日につき +200単位（7日間を限度）	1日につき +90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2 （ 844 単位）															
			要介護3 （ 916 単位）															
			要介護4 （ 989 単位）															
			要介護5 （ 1,061 単位）															
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 765 単位）															
			要介護2 （ 837 単位）															
			要介護3 （ 909 単位）															
			要介護4 （ 981 単位）															
			要介護5 （ 1,053 単位）															
	(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 764 単位）															
			要介護2 （ 835 単位）															
			要介護3 （ 907 単位）															
			要介護4 （ 979 単位）															
			要介護5 （ 1,051 単位）															
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 757 単位）															
			要介護2 （ 829 単位）															
			要介護3 （ 901 単位）															
			要介護4 （ 973 単位）															
			要介護5 （ 1,045 単位）															
	(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 754 単位）															
			要介護2 （ 824 単位）															
			要介護3 （ 895 単位）															
			要介護4 （ 965 単位）															
			要介護5 （ 1,036 単位）															
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 747 単位）															
			要介護2 （ 817 単位）															
			要介護3 （ 888 単位）															
			要介護4 （ 958 単位）															
			要介護5 （ 1,029 単位）															
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 704 単位）															
			要介護2 （ 777 単位）															
			要介護3 （ 849 単位）															
			要介護4 （ 921 単位）															
			要介護5 （ 993 単位）															
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 697 単位）															
			要介護2 （ 769 単位）															
			要介護3 （ 841 単位）															
			要介護4 （ 913 単位）															
			要介護5 （ 985 単位）															
	(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 694 単位）															
			要介護2 （ 767 単位）															
			要介護3 （ 839 単位）															
			要介護4 （ 911 単位）															
			要介護5 （ 983 単位）															
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 687 単位）															
			要介護2 （ 759 単位）															
			要介護3 （ 831 単位）															
			要介護4 （ 903 単位）															
			要介護5 （ 975 単位）															
	(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 684 単位）															
			要介護2 （ 757 単位）															
			要介護3 （ 829 単位）															
			要介護4 （ 901 単位）															
			要介護5 （ 973 単位）															
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 677 単位）															
			要介護2 （ 749 単位）															
			要介護3 （ 821 単位）															
			要介護4 （ 893 単位）															
			要介護5 （ 965 単位）															
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護	a Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 714 単位）															
			要介護2 （ 787 単位）															
			要介護3 （ 860 単位）															
			要介護4 （ 933 単位）															
			要介護5 （ 1,006 単位）															
		b Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 707 単位）															
			要介護2 （ 780 単位）															
			要介護3 （ 853 単位）															
			要介護4 （ 926 単位）															
			要介護5 （ 1,000 単位）															
	(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 672 単位）															
			要介護2 （ 764 単位）															
			要介護3 （ 856 単位）															
			要介護4 （ 948 単位）															
			要介護5 （ 1,040 単位）															
		b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 665 単位）															
			要介護2 （ 757 単位）															
			要介護3 （ 848 単位）															
			要介護4 （ 940 単位）															
			要介護5 （ 1,032 単位）															
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 921 単位）				×90／100											
			要介護2 （ 1,027 単位）															
			要介護3 （ 1,133 単位）															
			要介護4 （ 1,239 単位）															
			要介護5 （ 1,345 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的の多床室>	要介護1 （ 815 単位）															
			要介護2 （ 922 単位）															
			要介護3 （ 1,028 単位）															
			要介護4 （ 1,134 単位）															
			要介護5 （ 1,240 単位）															
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 921 単位）															
			要介護2 （ 1,027 単位）															
			要介護3 （ 1,133 単位）															
			要介護4 （ 1,239 単位）															
			要介護5 （ 1,345 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的の多床室>	要介護1 （ 815 単位）															
			要介護2 （ 922 単位）															
			要介護3 （ 1,028 単位）															
			要介護4 （ 1,134 単位）															
			要介護5 （ 1,240 単位）															
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要介護1 （ 812 単位）															
			要介護2 （ 911 単位）															
			要介護3 （ 1,011 単位）															
			要介護4 （ 1,111 単位）															
			要介護5 （ 1,212 単位）															
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的の多床室>		要介護1 （ 718 単位）															
			要介護2 （ 816 単位）															
			要介護3 （ 915 単位）															
			要介護4 （ 1,013 単位）															
			要介護5 （ 1,112 単位）															
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 693 単位）				×90／100											
			要介護2 （ 766 単位）															
			要介護3 （ 839 単位）															
			要介護4 （ 912 単位）															
			要介護5 （ 1,025 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的の多床室>	要介護1 （ 614 単位）															
			要介護2 （ 686 単位）															
			要介護3 （ 758 単位）															
			要介護4 （ 830 単位）															
			要介護5 （ 902 単位）															
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 693 単位）															
			要介護2 （ 766 単位）															
			要介護3 （ 839 単位）															
			要介護4 （ 912 単位）															
			要介護5 （ 1,025 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的の多床室>	要介護1 （ 614 単位）															
			要介護2 （ 686 単位）															
			要介護3 （ 758 単位）															
			要介護4 （ 830 単位）															
			要介護5 （ 902 単位）															
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	（ 683 単位）															
		(二) 4時間以上6時間未満	（ 846 単位）															
		(三) 6時間以上8時間未満	（ 1,011 単位）															

(8) 口腔衛生管理加算	（1回につき 90単位を加算（1日に1回を限度））
(9) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
(10) 緊急時施設診療費	・緊急時治療管理 （1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定） ・特定治療
(11) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)： （1日につき 3単位を加算） (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)： （1日につき 4単位を加算）
(12) 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)： 要介護1・2 （1日につき140単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき240単位を加算） (二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 （1日につき200単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき100単位を加算）
(13) 特別診療費（※2）	
(14) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)： （1月につき 100単位を加算） (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)： （1月につき 10単位を加算）
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)： （1日につき 22単位を加算） (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)： （1日につき 18単位を加算） (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)： （1日につき 6単位を加算）
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)： （1月につき ＋所定単位×26／1000） (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)： （1月につき ＋所定単位×19／1000） (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)： （1月につき ＋所定単位×10／1000） ※ 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
(17) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)： （1月につき ＋所定単位×15／1000） (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)： （1月につき ＋所定単位×11／1000） ※ 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×5／1000） ※ 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年3月31日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害への対応力を高めるための施設の整備及び業務継続計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日算定算定分

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事故発生防止未実施減算	注 入居継続支援加算（Ⅰ）	注 入居継続支援加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 夜間看護体制加算（Ⅰ）	注 夜間看護体制加算（Ⅱ）	注 看取り介護加算（Ⅰ）	注 看取り介護加算（Ⅱ）	注 医療連携強化加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1（ 582 単位）	×70／100		―10／100	―1／100	―3／100	1日につき＋36単位	1日につき＋22単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位（6月に1回を限度）※ただし、個別機能訓練加算を算定している者 1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1月につき＋20単位	1月につき＋30単位	1月につき＋60単位	1日につき＋12単位	1月につき＋6単位	1日につき＋120単位	看取り・死亡日以前31日以上45日以下 1月につき＋100単位	在宅からの看取りを希望する者に対する医療連携を評価 1月につき＋200単位	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1月につき＋40単位	
	要介護2（ 609 単位）																					
	要介護3（ 679 単位）																					
	要介護4（ 746 単位）																					
	要介護5（ 813 単位）																					
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1日につき 84単位）			×70／100	―1／100																	1日につき＋20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 59単位 所要時間15分以上30分未満の場合 1,09単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 2,18単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに554単位を加算した単位数 所要時間1時間10分以上の場合 2,49単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに187単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 42単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 82単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに41単位を加算した単位数 所要時間1時間以上の場合 123単位 ・通院等乗降介助 1回につき 39単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）※	要介護1（ 582 単位）	×70／100													1日につき＋10単位	1月につき＋6単位	1日につき＋120単位					
	要介護2（ 609 単位）																					
	要介護3（ 679 単位）																					
	要介護4（ 746 単位）																					
	要介護5（ 813 単位）																					

ニ 退院・退所時連携加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）
ホ 退所時情報提供加算（イを算定する場合のみ算定）		（250単位）
ヘ 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）看取り介護加算（Ⅰ）	（1）死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）
		（2）死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）
		（3）死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）
		（4）死亡日 （1日につき 1,280単位を加算）
	（2）看取り介護加算（Ⅱ）	（1）死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 572単位を加算）
		（2）死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 644単位を加算）
		（3）死亡日以前2日又は3日 （1日につき 1,180単位を加算）
		（4）死亡日 （1日につき 1,780単位を加算）
ト 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
チ 重度認知症疾患療養体制加算	（1）重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	（12日につき 150単位を加算）
	（2）重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	（1日につき 5単位を加算）
リ 看護職員配置体制加算		（1日につき 連続する30日を超えた 240単位を減算）
ヌ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合のみ算定	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）
ル サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
ヲ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×82／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×60／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×33／1000）
		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×18／1000）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）
		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×15／1000）
		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16,355単位
要介護2 18,362単位
要介護3 20,430単位
要介護4 22,435単位
要介護5 24,533単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束廃止未実施減算については、令和7年度末までは努力義務とし、令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や自然災害への対応の強化のための取り組みを推進する観点から、令和7年3月31日までの間、適用しない。

※ 介護職員処遇改善・介護職員等特定処遇改善及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年3月31日まで算定可能。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 事故発生防止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費（第二指定福祉用具貸与に係る費用の額を当該事業所の所在地に適用される単位の表現で表した単位数）	車いす	―1／100	―1／100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の利用ごとに貸与量の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の利用ごとに貸与量の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の利用ごとに貸与量の1／3を限度）
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
	移動用リフト					
	自動排泄処理装置					

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

※ 事業所連携加算事業実施減算については令和8年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ　居宅介護支援費 （1月につき）	(1)居宅介護支援費（Ⅰ）	（一）居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2　（　1,086単位　）	−1／100	−1／100	×95／100	（運営基準減算の場合） ×50／100 （運営基準減算が2月以上継続している場合） 算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき −200単位
			要介護3・4・5　（　1,411単位　）								
		（二）居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2　（　544単位　）								
			要介護3・4・5　（　704単位　）								
		（三）居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2　（　326単位　）								
			要介護3・4・5　（　422単位　）								
	(2)居宅介護支援費（Ⅱ）	（一）居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2　（　1,086単位　）					＋15／100	＋10／100		
			要介護3・4・5　（　1,411単位　）								
		（二）居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2　（　527単位　）								
			要介護3・4・5　（　683単位　）								
		（三）居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2　（　316単位　）								
			要介護3・4・5　（　410単位　）								

ロ　初回加算		（1月につき　＋300単位）
ハ　特定事業所加算	（1）特定事業所加算（Ⅰ）	（1月につき　＋519単位）
	（2）特定事業所加算（Ⅱ）	（1月につき　＋421単位）
	（3）特定事業所加算（Ⅲ）	（1月につき　＋323単位）
	（4）特定事業所加算（A）	（1月につき　＋114単位）
ニ　特定事業所医療介護連携加算		（1月につき　＋125単位）
ホ　入院時情報連携加算	（1）入院時情報連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋250単位）
	（2）入院時情報連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋200単位）
ヘ　退院・退所加算 （入院または入所期間中1回を限度に算定）	（1）退院・退所加算（Ⅰ）イ	（＋450単位）
	（2）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	（＋600単位）
	（3）退院・退所加算（Ⅱ）イ	（＋600単位）
	（4）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	（＋750単位）
	（5）退院・退所加算（Ⅲ）	（＋900単位）
ト　通院時情報連携加算		（1月につき　＋50単位）
チ　緊急時等居宅カンファレンス加算		（1月に2回を限度に　＋200単位）
リ　ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	（＋400単位）

※居宅介護支援費（Ⅰ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。
※居宅介護支援費（Ⅱ）については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。
※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員又は小規模多機能型居宅介護従業者に関する基準を満たさない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	日常生活継続支援加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 準ユニットケア加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅲ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 若年性認知症入所者受入加算	注 専従の常勤医師を配置している場合	注 精神科医師による看護指導が月2回以上行われている場合	注 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	注 障害者生活支援体制加算（Ⅱ）
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） （1）介護福祉施設サービス費 （一）介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉 要介護1 （ 599 単位） 要介護2 （ 659 単位） 要介護3 （ 724 単位） 要介護4 （ 790 単位） 要介護5 （ 821 単位） （二）介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉 要介護1 （ 599 単位） 要介護2 （ 659 単位） 要介護3 （ 724 単位） 要介護4 （ 790 単位） 要介護5 （ 821 単位） （2）経過的小規模介護福祉施設サービス費 （一）経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉 要介護1 （ 604 単位） 要介護2 （ 663 単位） 要介護3 （ 728 単位） 要介護4 （ 793 単位） 要介護5 （ 824 単位） （二）経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉 要介護1 （ 604 単位） 要介護2 （ 663 単位） 要介護3 （ 728 単位） 要介護4 （ 793 単位） 要介護5 （ 824 単位） ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき） （1）ユニット型介護福祉施設サービス費 （一）ユニット型介護福祉施設サービス費〈ユニット型個室〉 要介護1 （ 670 単位） 要介護2 （ 740 単位） 要介護3 （ 815 単位） 要介護4 （ 889 単位） 要介護5 （ 922 単位） （二）経過的ユニット型介護福祉施設サービス費〈ユニット型個室的多床室〉 要介護1 （ 670 単位） 要介護2 （ 740 単位） 要介護3 （ 815 単位） 要介護4 （ 889 単位） 要介護5 （ 922 単位） （2）経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 （一）経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉 要介護1 （ 749 単位） 要介護2 （ 828 単位） 要介護3 （ 908 単位） 要介護4 （ 987 単位） 要介護5 （ 1,024 単位） （二）経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型個室的多床室〉 要介護1 （ 749 単位） 要介護2 （ 828 単位） 要介護3 （ 908 単位） 要介護4 （ 987 単位） 要介護5 （ 1,024 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位	1日につき +36単位 1日につき +46単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 6単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 4単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 13単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 8単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 22単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 13単位 1日につき 入所定員30人以上50人以下 27単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 18単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 28単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 16単位 1日につき 入所定員30人以上50人以下 33単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 21単位	1日につき +5単位	1月につき +100単位（3月に1回を限度）	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +120単位	1日につき +25単位	1日につき +5単位	1日につき +26単位	1日につき +41単位

注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ハ 初期加算 （1日につき 30単位を加算）	
ニ 退所時栄養情報連携加算 （1月につき1回を限度として 70単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算 （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 退所時等相談援助加算	
（1）退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
（2）退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	
（3）退所時相談援助加算 （入所者1人につき1回を限度として 400単位を算定）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
（4）退所前連携加算 （入所者1人につき1回を限度として 500単位を算定）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
（5）退所時情報提供加算 （入所者1人につき1回を限度として 250単位を算定）	注 入所者が医師、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の居室を用て、当該入所者のお身の状況、生活歴等の情報を提供したうえで、当該入所者の相談を行った場合
ト 協力医療機関連携加算	
（1）指定一覧表作成体制を実施減算、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき 50単位を加算）	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
（2）上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき 5単位を加算）	
チ 栄養マネジメント強化加算 （1日につき 11単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口移行加算 （1日につき 28単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口維持加算	
（1）経口維持加算（Ⅰ） （1月につき 400単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
（2）経口維持加算（Ⅱ） （1月につき 100単位を加算）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない
ル 口腔衛生管理加算	
（1）口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）	
（2）口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
ヲ 療養食加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））	
ワ 特別通院送迎加算 （1月につき 594単位を加算）	
カ 配置医師緊急時対応加算	
（1）配置医師の勤務時間外の場合 （1回につき 325単位を加算）	
（2）早朝・夜間の場合 （1回につき 650単位を加算）	
（3）深夜の場合 （1回につき 1300単位を加算）	
タ 看取り介護加算	
（1）看取り介護加算（Ⅰ）	
（1）死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
（2）死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
（3）死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）	
（4）死亡日 （1日につき 1,280単位を加算）	
（2）看取り介護加算（Ⅱ）	
（1）死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
（2）死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
（3）死亡日以前2日又は3日 （1日につき 780単位を加算）	
（4）死亡日 （1日につき 1,580単位を加算）	
レ 在宅復帰支援機能加算 （1日につき 10単位を加算）	
ソ 在宅・入所相互利用加算 （1日につき 40単位を加算）	
ツ 認知症専門ケア加算	
（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ツ 認知症チームケア推進加算	
（1）認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）	
（2）認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）	
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ナ 褥瘡マネジメント加算	
（1）褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）	
（2）褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） （1月につき 13単位を加算）	
ラ 排せつ支援加算	
（1）排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
（2）排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）	
（3）排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）	
ム 自立支援促進加算 （1月につき 280単位を加算）	
ウ 科学的介護推進体制加算	
（1）科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）	
（2）科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 50単位を加算）	
ヰ 安全対策体制加算 （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）	
ノ 高齢者施設等感染対策向上加算	
（1）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
（2）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）	
オ 新興感染症等施設療養費 （1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）	
ク 生産性向上推進体制加算	
（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
ヤ サービス提供体制強化加算	
（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
マ 介護職員処遇改善加算	
（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×83／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000）	
（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）	
ケ 介護職員等特定処遇改善加算	
（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×27／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×23／1000）	
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算 （1月につき ＋所定単位×16／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

2 介護保健施設サービス

基本部分				注 支援を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 感染症対策未実施減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【基本型】	要介護1（ 717 単位）	×97／100	×70／100	×70／100		−10／100	1日につき−5単位	−1／100	−3／100	1日につき−14単位	1日につき+24単位	1日につき+25単位	1日につき+25単位	1日につき+50単位（週3日を限度）	1日につき+120単位（週3日を限度）	1日につき+70単位	1日につき+120単位	1日につき+51単位	
			要介護2（ 783 単位）																		
			要介護3（ 838 単位）																		1日につき+51単位
			要介護4（ 893 単位）																		
			要介護5（ 932 単位）																		
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<従来型個室>【在宅強化型】	要介護1（ 788 単位）																	1日につき+51単位	
			要介護2（ 862 単位）																		
			要介護3（ 923 単位）																		1日につき+51単位
			要介護4（ 982 単位）																		
			要介護5（ 1,040 単位）																		
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)<多床室>【基本型】	要介護1（ 764 単位）																		
			要介護2（ 842 単位）																		
			要介護3（ 898 単位）																		
			要介護4（ 961 単位）																		
			要介護5（ 1,012 単位）																		
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)<多床室>【在宅強化型】	要介護1（ 871 単位）																		
			要介護2（ 947 単位）																		
			要介護3（ 1,014 単位）																		
			要介護4（ 1,072 単位）																		
			要介護5（ 1,125 単位）																		
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)<療養型>看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要介護1（ 759 単位）																		
			要介護2（ 843 単位）																		
			要介護3（ 989 単位）																		
			要介護4（ 1,041 単位）																		
			要介護5（ 1,117 単位）																		
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要介護1（ 839 単位）																		
			要介護2（ 924 単位）																		
			要介護3（ 1,044 単位）																		
			要介護4（ 1,121 単位）																		
			要介護5（ 1,197 単位）																		
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)<療養型老健>看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要介護1（ 758 単位）																		
			要介護2（ 837 単位）																		
			要介護3（ 932 単位）																		
			要介護4（ 1,013 単位）																		
			要介護5（ 1,088 単位）																		
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要介護1（ 838 単位）																		
			要介護2（ 918 単位）																		
			要介護3（ 1,016 単位）																		
			要介護4（ 1,092 単位）																		
			要介護5（ 1,170 単位）																		
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)<特別介護保健施設サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 703 単位）																		
			要介護2（ 788 単位）																		
			要介護3（ 812 単位）																		
			要介護4（ 865 単位）																		
			要介護5（ 913 単位）																		
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1（ 777 単位）																		
			要介護2（ 838 単位）																		
			要介護3（ 859 単位）																		
			要介護4（ 941 単位）																		
			要介護5（ 981 単位）																		
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>【基本型】	要介護1（ 802 単位）				×97／100														
			要介護2（ 848 単位）																		
			要介護3（ 913 単位）																		
			要介護4（ 968 単位）																		
			要介護5（ 1,018 単位）																		
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1（ 876 単位）																		
			要介護2（ 952 単位）																		
			要介護3（ 1,018 単位）																		
			要介護4（ 1,077 単位）																		
			要介護5（ 1,130 単位）																		
		(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室的多床室>【基本型】	要介護1（ 802 単位）																		
			要介護2（ 848 単位）																		
			要介護3（ 913 単位）																		
			要介護4（ 968 単位）																		
			要介護5（ 1,018 単位）																		
		(四) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>【在宅強化型】	要介護1（ 876 単位）																		
			要介護2（ 952 単位）																		
			要介護3（ 1,018 単位）																		
			要介護4（ 1,077 単位）																		
			要介護5（ 1,130 単位）																		
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)<療養型老健>看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1（ 922 単位）																		
			要介護2（ 1,014 単位）																		
			要介護3（ 1,130 単位）																		
			要介護4（ 1,206 単位）																		
			要介護5（ 1,282 単位）																		
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1（ 922 単位）																		
			要介護2（ 1,014 単位）																		
			要介護3（ 1,130 単位）																		
			要介護4（ 1,206 単位）																		
			要介護5（ 1,282 単位）																		
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)<療養型老健>看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1（ 928 単位）																		
			要介護2（ 1,027 単位）																		
			要介護3（ 1,104 単位）																		
			要介護4（ 1,181 単位）																		
			要介護5（ 1,258 単位）																		
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1（ 928 単位）																		
			要介護2（ 1,027 単位）																		
			要介護3（ 1,104 単位）																		
			要介護4（ 1,181 単位）																		
			要介護5（ 1,258 単位）																		
	(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型特別介護保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>	要介護1（ 784 単位）																		
			要介護2（ 852 単位）																		
			要介護3（ 924 単位）																		
			要介護4（ 949 単位）																		
			要介護5（ 997 単位）																		
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1（ 784 単位）																		
			要介護2（ 852 単位）																		
			要介護3（ 924 単位）																		
			要介護4（ 949 単位）																		
			要介護5（ 997 単位）																		

注 外泊時費用

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)

入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合	（1日につき 72単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 80単位を加算）
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	（1日につき 160単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 160単位を加算）
	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	（1日につき 910単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 850単位を加算）
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合	（1日につき 1,900単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 1,700単位を加算）

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算（Ⅰ）	（1日につき 27単位を加算）	
	ロ 療養体制維持特別加算（Ⅱ）	（1日につき 57単位を加算）	
ハ 初期加算	(1) 初期加算（Ⅰ）	（1日につき 60単位を加算）	
	(2) 初期加算（Ⅱ）	（1日につき 30単位を加算）	
ニ 退所時栄養情報連携加算	（1月につき1回を限度として70単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算（※2）	（入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 450単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 450単位を加算）	
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 480単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 480単位を加算）	
ト 退所時等支援等加算（※2）	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時指導加算（400単位）	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		(二) 退所時情報提供加算（Ⅰ）（500単位）	注 医療機関に退院した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		退所時情報提供加算（Ⅱ）（250単位）	注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		(三) 入退所前連携加算（Ⅰ）（600単位）	注 居宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		(四) 入退所前連携加算（Ⅱ）（400単位）	
	(2) 訪問看護指示加算	（入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）	
チ 協力医療機関連携加算	(1) 初期・加療を行う体制を常時確保、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	（1月につき 50単位を加算）	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	（1月につき 5単位を加算）	
リ 栄養マネジメント強化加算	（1日につき 11単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算（※2）	（1日につき 28単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算（※2）	(1) 経口維持加算（Ⅰ）	（1月につき 400単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算（Ⅱ）	（1月につき 100単位を加算）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算（※2）	(1) 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	（1月につき 90単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（1月につき 110単位を加算）	
ワ 療養食加算	（1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））		
カ 在宅復帰支援機能加算	（療養型老健に限り1日につき 10単位を加算）		
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算（※2）	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ（入所者1人につき1回を限度として140単位を加算）	
		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ（入所者1人につき1回を限度として70単位を加算）	
	(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	（入所者1人につき1回を限度として240単位を加算）	
	(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	（入所者1人につき1回を限度として100単位を加算）	
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合（1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）	
		療養型老健の場合（1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）	
	(2) 特定治療		
レ 所定疾患施設療養費（※2）	(1)所定疾患施設療養費（Ⅰ）	（1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定）	
	(2)所定疾患施設療養費（Ⅱ）	（1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定）	
ソ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）	
	(2)認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）	
ツ 認知症チームケア推進加算	(1)認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	（1月につき 150単位を加算）	
	(2)認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	（1月につき 120単位を加算）	
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
	療養型老健の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（※2）	(1) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	（1月につき 53単位を加算）	
	(2) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	（1月につき 33単位を加算）	
ラ 褥瘡マネジメント加算（※2）（イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定）	(1) 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	（1月につき 3単位を加算）	
	(2) 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（1月につき 13単位を加算）	
ム 排せつ支援加算（※2）	(1) 排せつ支援加算（Ⅰ）	（1月につき 10単位を加算）	
	(2) 排せつ支援加算（Ⅱ）	（1月につき 15単位を加算）	
	(3) 排せつ支援加算（Ⅲ）	（1月につき 20単位を加算）	
ウ 自立支援促進加算(※2)	（1月につき 300単位を加算）		
ル 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 40単位を加算）	
	(2) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 60単位を加算）	
ノ 安全対策体制加算(※2)	（入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）		
オ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	（1月につき 10単位を加算）	
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	（1月につき 5単位を加算）	
ク 新興感染症等施設療養費	（1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）	
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）	
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）	
ケ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×39／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×29／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×16／1000）	
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×21／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×17／1000）	
サ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×8／1000）		注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、（※2）を適用しない。
※ 業務継続計画未整備減算については、感染症や災害及び虐待の防止のための指針の整備及び感染症に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

4 介護医療院サービス

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所者の定員を超える場合	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 療養環境の基準（廊下）を満たさない場合	注 療養環境の基準（療養室）を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 若年性認知症入所者受入加算
イ Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	721 単位	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位	1日につき −25単位	1日につき −25単位	1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ)＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ)＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ)＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ)＋7単位	1日につき +120単位
			要介護2	832 単位														
			要介護3	1,070 単位														
			要介護4	1,172 単位														
			要介護5	1,263 単位														
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	832 単位														
			要介護2	943 単位														
			要介護3	1,182 単位														
			要介護4	1,283 単位														
			要介護5	1,375 単位														
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	711 単位														
			要介護2	820 単位														
			要介護3	1,055 単位														
			要介護4	1,155 単位														
			要介護5	1,245 単位														
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	821 単位														
			要介護2	930 単位														
			要介護3	1,165 単位														
			要介護4	1,264 単位														
			要介護5	1,355 単位														
	(3) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	694 単位														
			要介護2	804 単位														
			要介護3	1,039 単位														
			要介護4	1,138 単位														
			要介護5	1,228 単位														
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	805 単位														
			要介護2	914 単位														
			要介護3	1,148 単位														
			要介護4	1,248 単位														
			要介護5	1,338 単位														
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	675 単位														
			要介護2	771 単位														
			要介護3	981 単位														
			要介護4	1,069 単位														
			要介護5	1,149 単位														
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	785 単位														
			要介護2	883 単位														
			要介護3	1,092 単位														
			要介護4	1,181 単位														
			要介護5	1,261 単位														
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	659 単位														
			要介護2	755 単位														
			要介護3	963 単位														
			要介護4	1,053 単位														
			要介護5	1,133 単位														
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	770 単位														
			要介護2	867 単位														
			要介護3	1,075 単位														
			要介護4	1,165 単位														
			要介護5	1,245 単位														
	(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	648 単位														
			要介護2	743 単位														
			要介護3	952 単位														
			要介護4	1,042 単位														
			要介護5	1,121 単位														
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	759 単位														
			要介護2	855 単位														
			要介護3	1,064 単位														
			要介護4	1,154 単位														
			要介護5	1,234 単位														
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	663 単位														
			要介護2	762 単位														
			要介護3	984 単位														
			要介護4	1,081 単位														
			要介護5	1,168 単位														
		(二) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	764 単位														
			要介護2	869 単位														
			要介護3	1,091 単位														
			要介護4	1,186 単位														
			要介護5	1,271 単位														
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	614 単位														
			要介護2	707 単位														
			要介護3	905 単位														
			要介護4	991 単位														
			要介護5	1,065 単位														
		(二) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	721 単位														
			要介護2	814 単位														
			要介護3	1,012 単位														
			要介護4	1,096 単位														
			要介護5	1,172 単位														
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1	850 単位														
			要介護2	960 単位														
			要介護3	1,199 単位														
			要介護4	1,300 単位														
			要介護5	1,392 単位														
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	850 単位														
			要介護2	960 単位														
			要介護3	1,199 単位														
			要介護4	1,300 単位														
			要介護5	1,392 単位														
	(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1	840 単位														
			要介護2	949 単位														
			要介護3	1,184 単位														
			要介護4	1,283 単位														
			要介護5	1,374 単位														
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	840 単位														
			要介護2	948 単位														
			要介護3	1,184 単位														
			要介護4	1,283 単位														
			要介護5	1,374 単位														
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞		要介護1	849 単位														
			要介護2	951 単位														
			要介護3	1,173 単位														
			要介護4	1,267 単位														
			要介護5	1,353 単位														
	(2) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	849 単位														
			要介護2	951 単位														
			要介護3	1,173 単位														
			要介護4	1,267 単位														
			要介護5	1,353 単位														
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1	788 単位														
			要介護2	901 単位														
			要介護3	1,126 単位														
			要介護4	1,220 単位														
			要介護5	1,304 単位														
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	798 単位														
			要介護2	901 単位														
			要介護3	1,126 単位														
			要介護4	1,220 単位														
			要介護5	1,304 単位														
	(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1	808 単位														
			要介護2	904 単位														
			要介護3	1,114 単位														
			要介護4	1,205 単位														
			要介護5	1,284 単位														
		(二) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	808 単位														
			要介護2	904 単位														
			要介護3	1,114 単位														
			要介護4	1,205 単位														
			要介護5	1,284 単位														

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算	（1日につき ＋30単位）	
チ 退所時栄養情報連携加算 （1月につき1回を限度として70単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 再入所時栄養連携加算（※2） （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 退所時指導等加算（※2）	（一） 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 （入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定）
		b 退所後訪問指導加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）
		c 退所時指導加算 （400単位）
		d 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算（Ⅰ） （500単位）
		注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		d 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算（Ⅱ） （250単位）
		注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
		e 退所前連携加算 （500単位）
		注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	（二） 訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位算定）	
ル 協力医療機関連携加算	（1） 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき 50単位を加算）	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
	（2） 上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき 5単位を加算）	
ヲ 栄養マネジメント強化加算 （1日につき 11単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ワ 経口移行加算 （※2） （1日につき 28単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
カ 経口維持加算 （※2）	（一） 経口維持加算（Ⅰ） （1月につき 400単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	（二） 経口維持加算（Ⅱ） （1月につき 100単位を加算）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ヨ 口腔衛生管理加算 （※2）	（一） 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）	
	（二） 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
タ 療養食加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））		
レ 在宅復帰支援機能加算 （※2） （1日につき 10単位を加算）		
ソ 特別診療費 （※2）		
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 （1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）	
	イ 特定治療	
ネ 認知症専門ケア加算	（一） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（二） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ナ 認知症チームケア推進加算	（一） 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）	
	（二） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）	
ラ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）		
ム 重度認知症疾患療養体制加算	（一）重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ） 要介護1・2 （1日につき140単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき40単位を加算）	
	（二）重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ） 要介護1・2 （1日につき200単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき100単位を加算）	
ウ 排せつ支援加算 （※2）	（1） 排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（2） 排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）	
	（3） 排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）	
ヰ 自立支援促進加算（※2） （1月につき 280単位を加算）		
ノ 科学的介護推進体制加算（※2）	（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）	
	（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 60単位を加算）	
オ 安全対策体制加算（※2） （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）	
ヤ 新興感染症等施設療養費 （1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）		
マ 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
ケ サービス提供体制強化加算	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
	（二） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
	（三） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
フ 介護職員処遇改善加算	（一） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×26／1000）	注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	（二） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	（三） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×10／1000）	
コ 介護職員等特定処遇改善加算	（一） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	（二） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×11／1000）	
エ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×5／1000）	注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、（※2）を適用しない。
※ 業務継続計画未策定減算について、感染症や災害及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 予 防 サ ー ビ ス

：令和6年4月改定箇所

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

１　介護予防訪問入浴介護費

２　介護予防訪問看護費

３　介護予防訪問リハビリテーション費

４　介護予防居宅療養管理指導費

５　介護予防通所リハビリテーション費

６　介護予防短期入所生活介護費

７　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ　（削除）

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

８　介護予防特定施設入居者生活介護費

９　介護予防福祉用具貸与費

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防訪問入浴介護費　（1回につき　856単位）	－1／100	－1／100	×95／100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ　初回加算	（1月につき　＋200単位）
ハ　認知症専門ケア加算	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　＋3単位）
	（2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　＋4単位）
ニ　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき　＋44単位）
	（2）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき　＋36単位）
	（3）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき　＋12単位）
ホ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×58／1000）
	（2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×42／1000）
	（3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×23／1000）
ヘ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×21／1000）
	（2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×15／1000）
ト　介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき　＋所定単位×11／1000）

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：　「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

［脚注］

1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
－○○単位　⇒　所定単位数　－　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　○○／100
＋○○／100　⇒　所定単位数　＋　所定単位数×○○／100
－○○／100　⇒　所定単位数　－　所定単位数×○○／100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 複数名訪問加算（Ⅰ）	注 複数名訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算（※）	注 特別管理加算	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （302単位）	×90／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	－5単位
	(2) 30分未満 （450単位）												
	(3) 30分以上1時間未満 （792単位）												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （1,087単位）												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （283単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （255単位）	×90／100				＋300単位					1月につき ＋315単位		
	(2) 30分未満 （381単位）												
	(3) 30分以上1時間未満 （552単位）												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （812単位）												

ハ 初回加算		（1月につき ＋300単位）
ニ 退院時共同指導加算		（1回につき ＋600単位）
ホ 看護体制強化加算		（1月につき ＋100単位）
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき ＋6単位）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき ＋3単位）

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1日につき ＋200単位	－50単位	－5単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								

ロ 事業所評価加算		（1月につき 120単位を加算）
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき ＋6単位）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき ＋3単位）

：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （(2)以外）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （514単位）	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対し、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位	＋15/100	＋10/100	＋5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （486単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （445単位）				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） （在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合）	(一) 単一建物居住者41人に対して行う場合 （298単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （286単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （259単位）				
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （516単位）					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （486単位）					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 （440単位）					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （565単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （416単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （379単位）				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （517単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （378単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （341単位）				
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 （月1回を限度） （45単位）				
ニ 管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （544単位）		＋15/100	＋10/100	＋5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （486単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （443単位）				
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （524単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （466単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （423単位）				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （361単位）					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （325単位）					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 （294単位）					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）	病院又は診療所の場合	要支援1（2,053単位）	×70／100	×70／100	+5／100	利用開始日の属する月から 6月以内 1月につき +562単位	+240単位	−376単位	−20単位
		要支援2（3,999単位）						−752単位	−40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1（2,053単位）						−376単位	−20単位
		要支援2（3,999単位）						−752単位	−40単位
	介護医療院の場合	要支援1（2,053単位）						−376単位	−20単位
		要支援2（3,999単位）						−752単位	−40単位

ロ 運動器機能向上加算		（1月につき 225単位を加算）
ハ 栄養アセスメント加算		（1月につき 50単位を加算）
ニ 栄養改善加算		（1月につき 200単位を加算）
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	（1） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
	（2） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))	
ヘ 口腔機能向上加算	（1） 口腔機能向上加算（Ⅰ）	（1月につき 150単位を加算）
	（2） 口腔機能向上加算（Ⅱ）	（1月につき 160単位を加算）
ト 選択的サービス複数実施加算	（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善（1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上（1月につき 480単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上（1月につき 480単位を加算）
	（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上（1月につき 700単位を加算）
チ 事業所評価加算		（1月につき 120単位を加算）
リ 科学的介護推進体制加算		（1月につき 40単位を加算）
ヌ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 （1月につき 88単位を加算）
		要支援2 （1月につき 176単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 （1月につき 72単位を加算）
		要支援2 （1月につき 144単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援1 （1月につき 24単位を加算）
		要支援2 （1月につき 48単位を加算）

ル 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×47／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×34／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき +所定単位×19／1000）
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×20／1000）
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×17／1000）
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき +所定単位×10／1000）

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注 連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 感染症・災害対策未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 長生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 機能訓練体制加算	注 個別機能訓練加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	（1）単独型 介護予防短期入所生活介護費	（一）単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要支援1（ 419 単位）	442単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−1／100	−1／100	−1／100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92／100	1日につき ＋13単位	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2（ 516 単位）	548単位																
		（二）単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要支援1（ 419 単位）	442単位																
			要支援2（ 516 単位）	548単位																
	（2）併設型 介護予防短期入所生活介護費	（一）併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要支援1（ 419 単位）	442単位																
			要支援2（ 516 単位）	548単位																
		（二）併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要支援1（ 419 単位）	442単位																
			要支援2（ 516 単位）	548単位																
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	（1）単独型 ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	（一）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室〉	要支援1（ 481 単位）	503単位																
			要支援2（ 594 単位）	623単位																
		（二）経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室的多床室〉	要支援1（ 481 単位）	503単位																
			要支援2（ 594 単位）	623単位																
	（2）併設型 ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	（一）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室〉	要支援1（ 481 単位）	503単位																
			要支援2（ 594 単位）	623単位																
		（二）経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室的多床室〉	要支援1（ 481 単位）	503単位																
			要支援2（ 594 単位）	623単位																

ハ 口腔連携強化加算
（1回につき ＋50単位（1月に1回を限度））

ニ 療養食加算
（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

ホ 認知症専門ケア加算	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）

ヘ 生産性向上推進体制加算	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）

ト サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）

チ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×83／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×60／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×33／1000）

注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

リ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×27／1000）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×23／1000）

注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×16／1000）

注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 夜勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 業務継続計画未策定減算	注 夜間職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	注 利用者に対して迅速を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【基本型】	要支援1 (576 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−1/100	−1/100	−1/100	1日につき+24単位	1日につき+240単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	1日につき+51単位		片道につき+184単位
			要支援2 (726 単位)														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (632 単位)													1日につき+51単位	
			要支援2 (776 単位)														
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>【基本型】	要支援1 (613 単位)												1日につき+51単位		
			要支援2 (774 単位)														
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>【在宅強化型】	要支援1 (672 単位)													1日につき+51単位	
			要支援2 (834 単位)														
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要支援1 (582 単位)														
			要支援2 (736 単位)														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要支援1 (622 単位)														
			要支援2 (785 単位)														
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要支援1 (582 単位)														
			要支援2 (736 単位)														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要支援1 (622 単位)														
			要支援2 (785 単位)														
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (566 単位)														
			要支援2 (711 単位)														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (601 単位)														
			要支援2 (758 単位)														
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (624 単位)									1日につき+240単位			1日につき+51単位		
			要支援2 (789 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (680 単位)													1日につき+51単位	
			要支援2 (846 単位)														
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室的多床室>【基本型】	要支援1 (624 単位)												1日につき+51単位		
			要支援2 (789 単位)														
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>【在宅強化型】	要支援1 (680 単位)													1日につき+51単位	
			要支援2 (846 単位)														
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (653 単位)														
			要支援2 (817 単位)														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要支援1 (653 単位)														
			要支援2 (817 単位)														
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (653 単位)														
			要支援2 (817 単位)														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要支援1 (653 単位)														
			要支援2 (817 単位)														
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要支援1 (611 単位)														
			要支援2 (770 単位)														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (611 単位)														
			要支援2 (770 単位)														

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算		(利用中に110日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
(5) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)
		注 所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)
		注 所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×8/1000)
		注 所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び災害災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は	療養の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は	療養の医師確保計画を提出したものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	表決形変更による実施減算	実勢価格乖離率減算未実施減算	業務継続計画未策定減算	病床療養病床療養環境減算 1日につき −25単位	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
				注			注					注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（542単位）	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×90／100	1日につき −12単位		×90／100		−1／100	−1／100	−1／100	1日につき −25単位	1日につき −12単位	1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	1日につき +200単位（7日間を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2（686単位）																		
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜療養機能強化型A＞＜従来型個室＞	要支援1（576単位）																		
			要支援2（716単位）																		
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)＜療養機能強化型B＞＜従来型個室＞	要支援1（566単位）																		
			要支援2（706単位）																		
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)＜多床室＞	要支援1（606単位）																		
			要支援2（767単位）																		
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)＜療養機能強化型A＞＜多床室＞	要支援1（639単位）																		
			要支援2（801単位）																		
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)＜療養機能強化型B＞＜多床室＞	要支援1（627単位）																		
			要支援2（785単位）																		
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（515単位）																		
			要支援2（644単位）																		
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜療養機能強化型＞＜従来型個室＞	要支援1（530単位）																		
			要支援2（661単位）																		
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)＜多床室＞	要支援1（575単位）																		
			要支援2（727単位）																		
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)＜療養機能強化型＞＜多床室＞	要支援1（593単位）																		
			要支援2（745単位）																		
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（497単位）																		
			要支援2（621単位）																		
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（559単位）																		
			要支援2（705単位）																		
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（557単位）																		
			要支援2（695単位）																		
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（616単位）																		
			要支援2（777単位）																		
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（557単位）			×70／100	×90／100				×90／100										
			要支援2（695単位）																		
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（616単位）																		
			要支援2（777単位）																		
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞		要支援1（632単位）									×97／100									
			要支援2（796単位）																		
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)＜療養機能強化型A＞＜ユニット型個室＞		要支援1（662単位）																		
			要支援2（825単位）																		
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)＜療養機能強化型B＞＜ユニット型個室＞		要支援1（652単位）																		
			要支援2（815単位）																		
	(四) 経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（632単位）																		
			要支援2（796単位）																		
	(五) 経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)＜療養機能強化型A＞＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（662単位）																		
			要支援2（825単位）																		
	(六) 経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)＜療養機能強化型B＞＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（652単位）																		
			要支援2（815単位）																		
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞		要支援1（632単位）																		
			要支援2（796単位）																		
	(二) 経過のユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（632単位）																		
			要支援2（796単位）																		

(5) 口腔連携強化加算	(1回につき ＋50単位(1月に1回を限度))
(6) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(7) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(8) 特定診療費	
(9) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(11) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×26／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×19／1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×10／1000) 注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計
(12) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×15／1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000) 注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計
(13) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×5／1000) 注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (530単位)	×70/100	−1/100	−1/100	−1/100	×97/100	診療所設備基準減算 1日につき −60単位	1日につき −25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (666単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<療養機能強化型A><従来型個室>	要支援1 (559単位)										
			要支援2 (693単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<療養機能強化型B><従来型個室>	要支援1 (542単位)										
			要支援2 (684単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>	要支援1 (589単位)										
			要支援2 (747単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)<療養機能強化型A><多床室>	要支援1 (623単位)										
			要支援2 (780単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)<療養機能強化型B><多床室>	要支援1 (612単位)										
			要支援2 (769単位)										
	(二) 診療所 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (471単位)										
			要支援2 (588単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (537単位)										
			要支援2 (678単位)										
(2) ユニット型 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要支援1 (616単位)										
			要支援2 (775単位)										
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要支援1 (643単位)										
			要支援2 (804単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要支援1 (634単位)										
			要支援2 (793単位)										
	(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室的多床室>		要支援1 (616単位)										
			要支援2 (775単位)										
	(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要支援1 (643単位)										
			要支援2 (804単位)										
	(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要支援1 (634単位)										
			要支援2 (793単位)										

(3) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(6) 特定診療費	
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)

注
所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※　業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合	又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーを2ユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	602	単位	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	−1／100	−1／100	−1／100	1日につき −25単位	1日につき −25単位	1日につき 夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋7単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋134単位
			要支援2	741	単位														
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	666	単位														
			要支援2	817	単位														
	(二) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	581	単位														
			要支援2	731	単位														
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	654	単位														
			要支援2	815	単位														
	(三) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	572	単位														
			要支援2	715	単位														
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	636	単位														
			要支援2	798	単位														
(2) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	574	単位														
			要支援2	703	単位														
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	637	単位														
			要支援2	797	単位														
	(二) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	538	単位														
			要支援2	685	単位														
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	601	単位														
			要支援2	771	単位														
	(三) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	546	単位														
			要支援2	674	単位														
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	610	単位														
			要支援2	760	単位														
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	647	単位				×90／100										
			要支援2	679	単位														
		b Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	606	単位														
			要支援2	759	単位														
	(二) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	521	単位														
			要支援2	642	単位														
		b Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	581	単位														
			要支援2	724	単位														
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1	687	単位														
			要支援2	852	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	687	単位														
			要支援2	852	単位														
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1	677	単位				×90／100										
			要支援2	841	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	677	単位														
			要支援2	841	単位														
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞		要支援1	702	単位														
			要支援2	856	単位														
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1	702	単位														
			要支援2	856	単位														
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1	643	単位				×90／100										
			要支援2	785	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	643	単位														
			要支援2	799	単位														
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1	672	単位														
			要支援2	814	単位														
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	672	単位														
			要支援2	814	単位														

(27) 口腔連携強化加算	(1回につき ＋50単位(1月に1回を限度))
(9) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(9) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	ロ 特定治療
(10) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(11) 特別診療費（※2）	
(12) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×26／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×19／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×10／1000)
	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×15／1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)
	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×5／1000)
	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

[　　]：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※（3）及び（6）を適用する場合には、（※2）を適用しない。
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び定期的な研修及び訓練の実施を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要支援1（ 183 単位）	×70／100		−10／100	−1／100	−3／100
	要支援2（ 213 単位）					
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき 52単位）			×70／100	−1／100	−1／100	−3／100

注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 若年性認知症入居者受入加算	注 第三医療機関連携加算		注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1月につき＋20単位	1日につき＋120単位	高齢・障害者円滑利用医療推進ていない医療機関と連携していない場合 1月につき＋100単位	定型以外の医療機関と連携していない場合 1月につき＋40単位	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1月につき＋40単位	1日につき＋20単位	・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者　1,032単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者　2,052単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 （要支援2である者に限る。）3,277単位 ・指定通所介護 ・要支援1　1,511単位 ・要支援2　3,005単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の　90／100 ※介護予防通所ハビリテーションの選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算の算定が可能 ※介護予防訪問看護対応型事業所介護の専門管理加算加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の算定が可能 ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額 を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(「指定第一号訪問事業」によるもの)がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(「指定第一号通所事業」によるものがある。

ハ 口腔機能情報提供加算 ※算定する場合のみ算定		（250単位）
ニ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	（1）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	（1月につき 10単位を加算）
	（2）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	（1月につき 5単位を加算）
ヘ 新興感染症等施設療養費		（1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）
ト 生産性向上推進体制加算 （イを算定する場合のみ算定）	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）
チ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）

リ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×82／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×60／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×33／1000）	
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×18／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）	
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額　要支援1　5,032単位
　　要支援2　10,531単位

※ 身体拘束廃止未実施減算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び自然災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 高齢者虐待防止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費（現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数）	車いす	−1／100	−1／100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
	移動用リフト					
	自動排泄処理装置					

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

※ 高齢者虐待防止未実施減算については、令和6年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防支援費 （1月につき）	（1）介護予防支援費（Ⅰ） （地域包括支援センターが行う場合） （442単位） （2）介護予防支援費（Ⅱ） （指定居宅介護支援事業者が行う場合） （472単位）	－1／100	－1／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ　初回加算	（1月につき　＋300単位）

ハ　委託連携加算 （イ（1）を算定する場合のみ算定）	（＋300単位）

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス

：令和6年4月改定箇所

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
１　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費
２　夜間対応型訪問介護費
２－２　地域密着型通所介護費
３　認知症対応型通所介護費
４　小規模多機能型居宅介護費
５　認知症対応型共同生活介護費
６　地域密着型特定施設入居者生活介護費
７　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
８　複合型サービス費

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
１　介護予防認知症対応型通所介護費
２　介護予防小規模多機能型居宅介護費
３　介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 適所サービス利用時の調整（1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	注 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）	（1）訪問看護サービスを行わない場合	要介護1　（　5,446　単位）	−1／100	−1／100		−62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき −600単位 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき −900単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋325単位	1月につき ＋315単位	1月につき（Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は（Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 1月につき ＋2500単位
		要介護2　（　9,720　単位）				−111単位								
		要介護3　（　16,140　単位）				−184単位								
		要介護4　（　20,417　単位）				−233単位								
		要介護5　（　24,692　単位）				−281単位								
	（2）訪問看護サービスを行う場合	要介護1　（　7,946　単位）			×98／100	−91単位								
		要介護2　（　12,413　単位）				−141単位								
		要介護3　（　18,948　単位）				−216単位								
		要介護4　（　23,358　単位）				−266単位								
		要介護5　（　28,298　単位）				−322単位								
ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）		要介護1　（　5,446　単位）				−62単位								
		要介護2　（　9,720　単位）				−111単位								
		要介護3　（　16,140　単位）				−184単位								
		要介護4　（　20,417　単位）				−233単位								
		要介護5　（　24,692　単位）				−281単位								
ハ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費 （1月につき　989単位）						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100				
	定期巡回サービス費 （1回につき　372単位）													
	随時訪問サービス費（Ⅰ） （1回につき　567単位）													
	随時訪問サービス費（Ⅱ） （1回につき　764単位）													

ニ　初期加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）		（1日につき　＋30単位）
ホ　退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能（イ(2)を算定する場合のみ算定）		（1回につき　＋600単位）
ヘ　総合マネジメント体制強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1）総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき　1,200単位を加算）
	（2）総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき　800単位を加算）
ト　生活機能向上連携加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋100単位）
	（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋200単位）
チ　認知症専門ケア加算	（1）イ又はロを算定している場合	（一）認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1月につき　＋90単位）
		（二）認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1月につき　＋120単位）
	（2）ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	（一）認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　＋3単位）
		（二）認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　＋4単位）
リ　口腔連携強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）		（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））
ヌ　サービス提供体制強化加算	（1）（2）以外の場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき　＋750単位）
		（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき　＋640単位）
		（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき　＋350単位）
	（2）ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	（一）サービス提供体制強化加算（ⅰ） （1回につき　＋22単位）
		（二）サービス提供体制強化加算（ⅱ） （1回につき　＋18単位）
		（三）サービス提供体制強化加算（ⅲ） （1回につき　＋6単位）
ル　介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×137／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×100／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき　＋所定単位×55／1000）
ヲ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき　＋所定単位×63／1000）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき　＋所定単位×42／1000）
ワ　介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき　＋所定単位×24／1000）

注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

［脚注］
①単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数	＋ ○○単位
−○○単位	⇒	所定単位数	− ○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数	× 所定単位数×○○／100
−○○／100	⇒	所定単位数	− 所定単位数×○○／100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき 989単位） 定期巡回サービス費（1回につき 372単位） 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき 567単位） 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき 764単位）	−1／100	−1／100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15/100	＋10/100	＋5/100
ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）（1月につき 2,702単位）							

ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合（基本夜間対応型訪問介護費を除く）	(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき ＋3単位）
		(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき ＋4単位）
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1月につき ＋90単位）
		(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1月につき ＋120単位）
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合（基本夜間対応型訪問介護費を除く）	(一)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき ＋22単位）
		(二)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき ＋18単位）
		(三)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1回につき ＋6単位）
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき ＋154単位）
		(二)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき ＋126単位）
		(三)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき ＋42単位）

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×137／1000） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×100／1000） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×55／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×63／1000） (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×42／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×24／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

2－2 地域密着型通所介護費

基本部分				新 感染症や災害への対応力強化の取り組み未実施減算	新 業務継続計画未策定減算	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 入浴介助を行わない場合	注 過少サービスに対する減算	注 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型地域密着型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合	注 重度者ケア体制加算
イ 地域密着型通所介護費	（1）3時間以上4時間未満	要介護1	416 単位																																		
		要介護2	474 単位																																		
		要介護3	532 単位																																		
		要介護4	590 単位																																		
		要介護5	648 単位																																		
	（2）4時間以上5時間未満	要介護1	436 単位							×70/100																											
		要介護2	501 単位																																		
		要介護3	566 単位																																		
		要介護4	630 単位																																		
		要介護5	695 単位																																		
	（3）5時間以上6時間未満	要介護1	657 単位																																		
		要介護2	776 単位																																		
		要介護3	895 単位																																		
		要介護4	1013 単位																																		
		要介護5	1132 単位																																		
	（4）6時間以上7時間未満	要介護1	678 単位																																		
		要介護2	801 単位																																		
		要介護3	925 単位																																		
		要介護4	1049 単位																																		
		要介護5	1172 単位																																		
	（5）7時間以上8時間未満	要介護1	731 単位																																		
		要介護2	863 単位																																		
		要介護3	1032 単位																																		
		要介護4	1172 単位																																		
		要介護5	1312 単位																																		
	（6）8時間以上9時間未満	要介護1	783 単位																																		
		要介護2	925 単位																																		
		要介護3	1072 単位																																		
		要介護4	1220 単位																																		
		要介護5	1368 単位																																		
ロ 療養通所介護費（1月につき）			13,795 単位					×95／100	×70／100																												1日につき 上記の減算
ハ 認知症対応型療養通所介護費（1日につき）			1,338 単位																																		

ニ サービス提供体制強化加算	（1）イを算定している場合	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき 22単位を加算）
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき 18単位を加算）
		（注）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	
	（2）ロを算定している場合	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき 6単位を加算）
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき 4単位を加算）
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1回につき 2単位を加算）
	（3）いずれも算定していない場合	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき 8単位を加算）
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき 6単位を加算）
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1回につき 2単位を加算）
ホ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×23／1000）	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×10／1000）	
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×11／1000）		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催及び従業者に関する最低年1回の研修の開催を行っていない場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日までに算定可能。

3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注 感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 3時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 6時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	注 入浴介助加算(Ⅱ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 新生児認知症受入体制加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	注 口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位					×63/100																					
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位							8時間以上9時間未満の場合 +50単位 7時間以上7時間未満の場合 +100単位 6時間以上6時間未満の場合 +150単位 5時間以上5時間未満の場合 +200単位																			
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位	−1／100	−1／100	×70/100	×70/100		+3／100		+5／100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +27単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位 (月2回を限度)	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +160単位 (月2回を限度)	1月につき +40単位	1日につき −84単位	片道につき −47単位
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (　[illegible]　)単位							8時間以上9時間未満の場合 +50単位 7時間以上7時間未満の場合 +100単位 6時間以上6時間未満の場合 +150単位 5時間以上5時間未満の場合 +200単位																			
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満		要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
	(2) 4時間以上5時間未満		要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
	(3) 5時間以上6時間未満		要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
	(4) 6時間以上7時間未満		要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
	(5) 7時間以上8時間未満		要介護1 (　[illegible]　)単位																										
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										
	(6) 8時間以上9時間未満		要介護1 (　[illegible]　)単位							8時間以上9時間未満の場合 +50単位 7時間以上7時間未満の場合 +100単位 6時間以上6時間未満の場合 +150単位 5時間以上5時間未満の場合 +200単位																			
			要介護2 (　[illegible]　)単位																										
			要介護3 (　[illegible]　)単位																										
			要介護4 (　[illegible]　)単位																										
			要介護5 (　[illegible]　)単位																										

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×104／1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×76／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×42／1000)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×31／1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×24／1000)	
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×23／1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

[　　]：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注 事務所評価加算未算定算定については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び研修の実施に関する具体的計画の策定をやっていない場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年6月31日までに算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分				注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 登録者数が登録定員を超える場合	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 （ 10,458 単位）		−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	×70／100	×70／100	+15／100	+10／100	+5／100
		要介護2 （ 15,370 単位）										
		要介護3 （ 22,359 単位）										
		要介護4 （ 24,677 単位）										
		要介護5 （ 27,209 単位）										
	（2）同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 （ 9,423 単位）										
		要介護2 （ 13,849 単位）										
		要介護3 （ 20,144 単位）										
		要介護4 （ 22,233 単位）										
		要介護5 （ 24,516 単位）										
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1 （ 572 単位）										
		要介護2 （ 640 単位）										
		要介護3 （ 709 単位）										
		要介護4 （ 777 単位）										
		要介護5 （ 846 単位）										

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）認知症加算（Ⅰ）	（1月につき 920単位を加算）
	（2）認知症加算（Ⅱ）	（1月につき 800単位を加算）
	（3）認知症加算（Ⅲ）	（1月につき 760単位を加算）
	（4）認知症加算（Ⅳ）	（1月につき 460単位を加算）
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）		（1日につき 200単位を加算（7日間を限度））
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 800単位を加算）
ト 看護職員配置加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）看護職員配置加算（Ⅰ）	（1月につき 900単位を加算）
	（2）看護職員配置加算（Ⅱ）	（1月につき 700単位を加算）
	（3）看護職員配置加算（Ⅲ）	（1月につき 480単位を加算）
チ 看取り連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 64単位を加算）
リ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1,000単位を加算）
ヌ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき 1,200単位を加算）
	（2）総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 800単位を加算）
ル 生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	（1月につき ＋100単位）
	（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（1月につき ＋200単位）
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））
ワ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 40単位を加算）
カ 生産性向上推進体制加算	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）
タ サービス提供体制強化加算	（1）イを算定している場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき 750単位を加算）
		（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき 640単位を加算）
		（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき 350単位を加算）
	（2）ロを算定している場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 25単位を加算）
		（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 21単位を加算）
		（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 12単位を加算）
レ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×102／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×74／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×41／1000）
		注 所定単位は、イから3までにより算定した単位数の合計
レ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）
		注 所定単位は、イから3までにより算定した単位数の合計
レ 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×17／1000）
		注 所定単位は、イから3までにより算定した単位数の合計

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	−10／100	−1／100	−3／100		1日につき +50単位			1日につき +120単位
		要介護2 (801 単位)											
		要介護3 (824 単位)											
		要介護4 (841 単位)											
		要介護5 (858 単位)											
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (754 単位)							1日につき −50単位		1日につき +25単位		
		要介護2 (788 単位)											
		要介護3 (812 単位)											
		要介護4 (828 単位)											
		要介護5 (845 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (793 単位)				−1／100				1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	
		要介護2 (829 単位)											
		要介護3 (854 単位)											
		要介護4 (870 単位)											
		要介護5 (887 単位)											
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (781 単位)							1日につき −50単位		1日につき +25単位		
		要介護2 (817 単位)											
		要介護3 (841 単位)											
		要介護4 (858 単位)											
		要介護5 (874 単位)											

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	(1日につき 100単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ)	(1日につき 57単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	(1日につき 47単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	(1日につき 37単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 5単位を加算)
ヘ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)		(250単位を加算)
ト 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)
ヲ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)
タ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)
レ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)
レ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
ツ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45／1000)
		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
ネ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31／1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23／1000)
		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
ナ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×23／1000)
		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 身体拘束廃止未実施減算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			看護・介護職員の員数の基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	入居継続支援加算(Ⅰ)	入居継続支援加算(Ⅱ)	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	常勤看護体制加算Ⅰ	常勤看護体制加算Ⅱ
			×70／100	−10／100	−1／100	−3／100	1日につき＋36単位	1日につき＋22単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1月につき＋12単位	1月につき＋20単位	1月につき＋30単位	1月につき＋60単位	1日につき＋10単位	1日につき＋7単位
				−1／100												

注	注	注	注	注	注
若年性認知症入居者受入加算	退院・退所加算		口腔衛生管理体制加算	口腔・栄養スクリーニング加算
1日につき＋120単位	短期・除棟を行う体制を常時確保していない場合 1日につき＋100単位	常勤以外の職員が看護師等と連携していない場合 1月につき＋50単位	1月につき＋30単位	1回につき＋30単位（6月に1回を限度）

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1	（ 545 単位）
	要介護2	（ 614 単位）
	要介護3	（ 683 単位）
	要介護4	（ 750 単位）
	要介護5	（ 820 単位）
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）注	要介護1	（ 545 単位）
	要介護2	（ 614 単位）
	要介護3	（ 683 単位）
	要介護4	（ 750 単位）
	要介護5	（ 820 単位）

ハ 退院・退所時連携加算（イを算定する場合のみ算定） （1日につき 30単位を加算）

ニ 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)看取り介護加算（Ⅰ）	（1） 死亡日前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）
		（2） 死亡日前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）
		（3） 死亡日前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）
		（4） 死亡日 （1日につき 1,280単位を加算）
	(2)看取り介護加算（Ⅱ）	（1） 死亡日前31日以上45日以下 （1日につき 572単位を加算）
		（2） 死亡日前4日以上30日以下 （1日につき 644単位を加算）
		（3） 死亡日前2日又は3日 （1日につき 1180単位を加算）
		（4） 死亡日 （1日につき 1780単位を加算）

ホ 退所前連携加算（イを算定する場合のみ算定） （120単位）

ヘ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）

ト 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定） （1月につき 40単位を加算）

チ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	（1日につき 10単位を加算）
	(2)高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	（1月につき 5単位を加算）

リ 新興感染症等施設療養費 （1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）

ヌ 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）
ル サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
ヲ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×82／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×60／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×33／1000）
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×18／1000）
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×15／1000）

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
注 身体拘束廃止未実施減算については、経過措置を設置後は、令和7年4月1日から適用する。
注 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害及び介護サービスの提供に影響を及ぼす事態に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分			注 夜勤職員配置加算Ⅰ	注 夜勤職員配置加算Ⅱ	注 夜勤職員配置加算Ⅲ	注 看取り介護加算Ⅰ	注 看取り介護加算Ⅱ	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1（ 821 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100		−10/100	−11/100	−9/100	1日につき −5単位	1日につき −14単位	1日につき +36単位	1日につき +12単位	1日につき +23単位	1日につき +41単位	1日につき +55単位	1日につき +5単位	1月につき +10単位（3月に1回を限度）	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算Ⅱを算定する場合は、1月につき+100単位	+12単位	1月につき +20単位	1月につき +120単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1月につき +120単位	1月につき +25単位	1月につき +5単位	1月につき +26単位	1月につき +41単位
		要介護2（ 871 単位）																						
		要介護3（ 919 単位）																						
		要介護4（ 967 単位）																						
		要介護5（ 997 単位）																						
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1（ 855 単位）																						
		要介護2（ 921 単位）																						
		要介護3（ 969 単位）																						
		要介護4（ 1017 単位）																						
		要介護5（ 1047 単位）																						
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費＜ユニット型個室＞	要介護1（ 855 単位）	×97/100										1日につき +46単位			1日につき +46単位	1日につき +61単位												
		要介護2（ 923 単位）																						
		要介護3（ 926 単位）																						
		要介護4（ 951 単位）																						
		要介護5（ 971 単位）																						
	(2) 短期のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（ 855 単位）																						
		要介護2（ 923 単位）																						
		要介護3（ 926 単位）																						
		要介護4（ 951 単位）																						
		要介護5（ 971 単位）																						
ハ 短期的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(1) 短期の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1（ 882 単位）											1日につき +36単位			1日につき +13単位	1日につき +16単位	1日につき +5単位											
		要介護2（ 955 単位）																						
		要介護3（ 957 単位）																						
		要介護4（ 982 単位）																						
		要介護5（ 1002 単位）																						
	(2) 短期の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1（ 882 単位）																						
		要介護2（ 955 単位）																						
		要介護3（ 957 単位）																						
		要介護4（ 982 単位）																						
		要介護5（ 1002 単位）																						
ニ 短期のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(1) 短期のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1（ 771 単位）	×97/100										1日につき +46単位			1日につき +18単位	1日につき +21単位												
		要介護2（ 838 単位）																						
		要介護3（ 841 単位）																						
		要介護4（ 862 単位）																						
		要介護5（ 1,045 単位）																						
	(2) 短期のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（ 771 単位）																						
		要介護2（ 838 単位）																						
		要介護3（ 841 単位）																						
		要介護4（ 862 単位）																						
		要介護5（ 1,045 単位）																						

注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき500単位を算定
注 初期加算 （1日につき 30単位を加算）	
注 退所前支援連携連携加算 （1日につき1回を限度として月単位を加算）	注 要介護度の変更を進たさない場合は、算定しない。
注 再入所時栄養連携加算 （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）	注 要介護度の変更を進たさない場合は、算定しない。
注 退所時等相談援助加算	
(1) 退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
(2) 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(3) 退所時相談援助加算 （400単位）	注
(4) 退所連携加算 （500単位）	注
(5) 退所時情報提供加算 （500単位）	注
注 試行的退所時調査加算	
(1) 試行的退所時調査加算（看取りに係る場合） （1日につき 50単位を加算）	注
(2) 試行的退所時調査加算（上記以外の場合） （1日につき 5単位を加算）	注
注 栄養マネジメント強化加算 （1日につき 11単位を加算）	注 要介護度の変更を進たさない場合は、算定しない。
注 経口移行加算 （1日につき 28単位を加算）	注 要介護度の変更を進たさない場合は、算定しない。
注 経口維持加算	注
(1) 経口維持加算（Ⅰ） （1月につき 400単位を加算）	注 要介護度の変更を進たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
(2) 経口維持加算（Ⅱ） （1月につき 100単位を加算）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
注 口腔衛生管理加算	
(1) 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
(2) 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算）	
注 療養食加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））	
注 特別療養環境加算 （1日につき 70単位を加算）	
注 配置医師緊急時対応加算	
(1) 早朝・夜間の緊急時対応の場合 （1回につき 325単位を加算）	
(2) 早朝・夜間の場合 （1回につき 650単位を加算）	
(3) 深夜の場合 （1回につき 1300単位を加算）	
注 看取り介護加算	
(1) 看取り介護加算（Ⅰ）	
(1) 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
(2) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
(3) 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）	
(4) 死亡日 （1日につき 1280単位を加算）	
(2) 看取り介護加算（Ⅱ）	
(1) 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
(2) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
(3) 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 780単位を加算）	
(4) 死亡日 （1日につき 1580単位を加算）	
注 在宅復帰支援体制加算 （1日につき 10単位を加算）	
注 在宅・入所相互利用加算 （1日につき 40単位を加算）	
注 小規模拠点集合型施設加算 （1日につき 50単位を加算）	
注 認知症専門ケア加算	
(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
注 認知症チームケア推進加算	
(1) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）	
(2) 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）	
注 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
注 褥瘡マネジメント加算	
(1) 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）	
(2) 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） （1月につき 13単位を加算）	
注 排せつ支援加算	
(1) 排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
(2) 排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）	
(3) 排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）	
注 自立支援促進加算 （1月につき 270単位を加算）	
注 科学的介護推進体制加算	
(1) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）	
(2) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 50単位を加算）	
注 安全対策体制加算 （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）	
注 高齢者虐待防止体制加算	
(1) 高齢者虐待防止体制加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
(2) 高齢者虐待防止体制加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）	
注 加算届出者の施設利用者数 （1日当たり算出される数値として 240人以上を算定）	
注 生産性向上推進体制加算	
(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
注 サービス提供体制強化加算	
(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
注 介護職員処遇改善加算	
(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×83/1000）	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60/1000）	
(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33/1000）	
注 介護職員等特定処遇改善加算	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×27/1000）	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×23/1000）	
注 介護職員等ベースアップ等支援加算 （1月につき ＋所定単位×16/1000）	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年6月1日を定単位算定日。

8 複合型サービス費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	注 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 サテライト体制未整備減算	注 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 訪問看護体制減算（1月につき）	注 末期の悪性腫瘍等により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 12,447 単位）	×70／100	×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	×97／100	+15／100	+10／100	+5／100	−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 17,415 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 24,481 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 27,766 単位）											−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 31,408 単位）											−2,914単位	−2,914単位	−95単位
	（2）同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 11,214 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 15,691 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 22,057 単位）											−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 25,017 単位）											−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 28,298 単位）											−2,914単位	−2,914単位	−95単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 671 単位）													
		要介護2（ 838 単位）													
		要介護3（ 706 単位）													
		要介護4（ 738 単位）													
		要介護5（ 838 単位）													

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）認知症加算（Ⅰ）	（1月につき 920単位を加算）
	（2）認知症加算（Ⅱ）	（1月につき 890単位を加算）
	（3）認知症加算（Ⅲ）	（1月につき 760単位を加算）
	（4）認知症加算（Ⅳ）	（1月につき 460単位を加算）
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）		（1日につき 200単位を加算（7日間を限度））
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 800単位を加算）
ト 栄養アセスメント加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 50単位を加算）
チ 栄養改善加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 200単位を加算（1月に2回を限度））
リ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））
	（2）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））
ヌ 口腔機能向上加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）口腔機能向上加算（Ⅰ）	（1回につき ＋150単位（月2回を限度））
	（2）口腔機能向上加算（Ⅱ）	（1回につき ＋160単位（月2回を限度））
ル 退院時共同指導加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 600単位を加算）
ヲ 緊急時対応加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 774単位を加算）
ワ 特別管理加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）特別管理加算（Ⅰ）	（1月につき 500単位を加算）
	（2）特別管理加算（Ⅱ）	（1月につき 250単位を加算）
カ 専門管理加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 250単位を加算）
タ ターミナルケア加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 2,500単位を加算）
レ 薬剤師による診断補助加算（イを算定する場合のみ算定）		（150単位を加算）
レ 看護体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）看護体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき 3,000単位を加算）
	（2）看護体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 2,500単位を加算）
ソ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1,000単位を加算）
ツ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき 1,200単位を加算）
	（2）総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 800単位を加算）
ネ 褥瘡マネジメント加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	（1月につき 3単位を加算）
	（2）褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（1月につき 13単位を加算）
ナ 排せつ支援加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）排せつ支援加算（Ⅰ）	（1月につき 10単位を加算）
	（2）排せつ支援加算（Ⅱ）	（1月につき 15単位を加算）
	（3）排せつ支援加算（Ⅲ）	（1月につき 20単位を加算）
ラ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 40単位を加算）
ム 生産性向上推進体制加算	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）
ウ サービス提供体制強化加算	（1）イを算定している場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき 750単位を加算）
		（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき 640単位を加算）
		（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき 350単位を加算）
	（2）ロを算定している場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 25単位を加算）
		（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 21単位を加算）
		（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 12単位を加算）
ゐ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×102／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×74／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×41／1000）
の 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）
お 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×17／1000）

注
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注
主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

注
所定単位は、イから○2までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イから○2までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イから○2までにより算定した単位数の合計

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分						注 利用者の割合が利用者定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症や災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 感染症や災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 3時間以上3時間未満の介護予防型認知症対応型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 3時間以上3時間未満の介護予防型認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の移動を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所が感染症を行わない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1）介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）（単独型）	（一）3時間以上4時間未満	要支援1（	473	単位）	×70/100	×70/100	―1／100	―1／100	×63/100	×3/100	3時間以上3時間未満の場合 +32単位 3時間以上3時間未満の場合 +64単位 3時間以上3時間未満の場合 +128単位 3時間以上3時間未満の場合 +256単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +50単位	1日につき +100単位（当月に1回を限度）	1月につき +200単位（ただし、個別機能訓練加算Ⅱを算定していない場合は、1日につき +100単位）	1日につき +27単位	1月につき +20単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1月につき +200単位	1月につき +20単位（当月に1回を限度）	1回につき +5単位（当月に1回を限度）	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1月につき +40単位	1日につき −94単位	月遅延につき −47単位
			要支援2（	505	単位）																							
		（二）4時間以上5時間未満	要支援1（	497	単位）																							
			要支援2（	531	単位）																							
		（三）5時間以上6時間未満	要支援1（	541	単位）																							
			要支援2（	578	単位）																							
		（四）6時間以上7時間未満	要支援1（	588	単位）																							
			要支援2（	627	単位）																							
		（五）7時間以上8時間未満	要支援1（	641	単位）																							
			要支援2（	681	単位）																							
		（六）8時間以上9時間未満	要支援1（	695	単位）																							
			要支援2（	737	単位）																							
	（2）介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（単位型）	（一）3時間以上4時間未満	要支援1（	455	単位）																							
			要支援2（	478	単位）																							
		（二）4時間以上5時間未満	要支援1（	466	単位）																							
			要支援2（	498	単位）																							
		（三）5時間以上6時間未満	要支援1（	487	単位）																							
			要支援2（	519	単位）																							
		（四）6時間以上7時間未満	要支援1（	511	単位）																							
			要支援2（	542	単位）																							
		（五）7時間以上8時間未満	要支援1（	577	単位）																							
			要支援2（	606	単位）																							
		（六）8時間以上9時間未満	要支援1（	646	単位）																							
			要支援2（	681	単位）																							
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅲ）	（1）3時間以上4時間未満		要支援1（	446	単位）					×63/100																		
			要支援2（	464	単位）																							
	（2）4時間以上5時間未満		要支援1（	490	単位）																							
			要支援2（	511	単位）																							
	（3）5時間以上6時間未満		要支援1（	517	単位）																							
			要支援2（	540	単位）																							
	（4）6時間以上7時間未満		要支援1（	545	単位）																							
			要支援2（	569	単位）																							
	（5）7時間以上8時間未満		要支援1（	599	単位）																							
			要支援2（	623	単位）																							
	（6）8時間以上9時間未満		要支援1（	655	単位）																							
			要支援2（	679	単位）																							

ハ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき +22単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき +18単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき +6単位を加算）	
ニ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×104／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×76／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき +所定単位×42／1000）	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×31／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×26／1000）	
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき +所定単位×23／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び業務継続計画の策定を行っていない場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分				注 登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (	2,450 単位)	×70／100	×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	+15／100	+10／100	+5／100
		要支援2 (	6,972 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (	2,109 単位)									
		要支援2 (	6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (	424 単位)									
		要支援2 (	531 単位)									

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41／1000)
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15／1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12／1000)
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17／1000)

注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	761 単位)	×97／100	×70／100		×70／100	−10／100	−1／100	−3／100	1日につき −50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	749 単位)												
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	789 単位)					−1／100			1日につき −50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位		
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	777 単位)												

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)	
ホ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)	
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)	
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)	
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき ＋30単位を加算)	
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)	
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)	
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)	
カ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)	
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×111／1000)	注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×81／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×45／1000)	
ソ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×31／1000)	注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×23／1000)	
ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×23／1000)	注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている指針には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。